

特定非営利活動法人関係事務の案内

【認定（特例認定）NPO法人編】

相 模 原 市

この法人制度の事務は、市民協働推進課が行っています。
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
相模原市役所第2別館4階
電 話 042-769-8226（直通）
FAX 042-754-7990

この冊子の内容及び様式は、市ホームページでも提供しています。
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei_sanka/npo/index.html

平 成 2 9 年 4 月 発 行

口書類の提出等の窓口について

- 特定非営利活動法人が行う認証及び認定・特例認定の申請・各種届出等の提出については所轄庁が窓口になります。

相模原市内のみに事務所を置く法人については、相模原市が所轄庁となり、相模原市に主たる事務所を置き、市外に従たる事務所を置く場合には神奈川県が所轄庁となります。

相模原市内に主たる事務所がある特定非営利活動法人の所轄庁

主たる事務所の所在地	従たる事務所の所在地	所轄庁
相模原市	相模原市内のみ	相模原市
	従たる事務所なし	
	相模原市外	神奈川県

※神奈川県内の所轄庁(神奈川県・横浜市・川崎市)情報については裏表紙内側をご覧ください。

- この冊子では、相模原市への提出、届出、申請等についてご案内します。都道府県及び他政令市への提出、届出等については、各自治体のホームページ等でご確認ください。

<略称一覧>

本事務の案内では、次の略称を使用しています。

- 法 … 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）
- 旧 法 … 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 70 条）による改正前の特定非営利活動促進法
- 法 令 … 特定非営利活動促進法施行令（平成 23 年政令第 319 号）
- 法 規 … 特定非営利活動促進法施行規則（平成 23 年内閣府令第 55 号）
- 条 例 … 相模原市特定非営利活動促進法施行条例（平成 24 年相模原市条例第 7 号）
- 規 則 … 相模原市特定非営利活動促進法等の施行に関する規則（平成 24 年相模原市規則第 61 号）
- NPO 法人 … 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人 … 特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人
- 特例認定 NPO 法人 … 特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人
- 認定 NPO 法人等 … 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
- 所轄庁 … 特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
- 措 法 … 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
- 措 令 … 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
- 措 規 … 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
- 法人法 … 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
- 法人令 … 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
- 法人規 … 法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
- 所 法 … 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
- 所 令 … 所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
- 所 規 … 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
- 相 規 … 相続税法施行規則（昭和 25 年大蔵省令第 17 号）
- 組登令 … 組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）
- 行手法 … 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）

（法・条例・規則等については、平成 29 年 4 月 1 日現在のものを掲載しています。）

目次

I 認定NPO法人制度の概要	1
II 申請手続きに入る前に	4
1 認定NPO法人等になるまでのフロー	4
2 事前チェックシート	5
III 申請手続及び基準	19
1 申請手続から認定まで	19
2 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続	20
(1) 認定を受けようとする場合	20
(2) 特例認定を受けようとする場合	20
(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合	21
(4) 所轄庁による認定等の通知	21
(5) 認定等の失効	22
参考（実績判定期間）	23
3 認定等の基準の概要	26
(1) 認定の基準の概要	26
(2) 欠格事由の概要	28
4 認定等の基準	29
5 欠格事由	45
6 認定NPO法人等の税制上の措置	47
7 確認書類の事例	52
様式・書式集（認定申請編）	53
IV 法人の管理・運営	97
1 認定NPO法人等の報告義務	97
(1) 役員報酬規程等の報告の概要	97
(2) 助成金の報告の概要	98

(3)	海外への送金又は金銭の持出しを行う場合（その金額が200万円以下のものを除きます。）の報告の概要	98
(4)	その他必要な報告の概要	99
2	認定NPO法人等の情報公開	101
(1)	認定NPO法人等の情報公開（備え置き・閲覧）	101
(2)	所轄庁の情報公開（閲覧・謄写）	102
3	認定NPO法人等に対する監督等	103
(1)	認定NPO法人等に対する報告及び検査	103
(2)	認定NPO法人等に対する勧告、命令等	103
(3)	その他の事業の停止	104
(4)	認定NPO法人等に対する認定等の取消し	104
(5)	罰則	106
	様式・書式集（管理・運営編）	107
V	法人の合併	119
1	NPO法人の合併	119
(1)	合併の概要	119
(2)	合併法人に係る認定等の基準の適用	119
Q&A		133

□ 認定・特例認定の基準

- 認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。
 - ① パブリック・サポート・テスト（PST）のいずれかに適合すること（特例認定NPO法人は除きます）
 - ・ 相対値基準・・・収入金額に占める寄附金等の割合が5分の1以上である
 - ・ 絶対値基準・・・年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上である
 - ・ 条例指定・・・事務所のある自治体で条例により個別指定を受けている
 - ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
共益的な活動とは、特定非営利活動に係る事業に充てるために行う事業、構成員（会員）のみというような一部のみに限定して行う活動を言います。
 - ③ 運営組織及び経理が適切であること
 - ④ 事業活動の内容が適正であること
 - ⑤ 情報公開を適切に行っていること
 - ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
 - ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
 - ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること
- (注) 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

□ 欠格事由

- 次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。
 - ① 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ 法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ニ 暴力団又はその構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

□ 認定等の有効期間等

- 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。
 - 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。
- なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新（特例認定に更新はありません。）を受ける必要があります（法51②）。

□ 認定NPO法人等にのみ必要な申請・届出

- 認定NPO法人等は、通常のNPO法人の申請及び届出以外に必要なものがあります。
 - ・前事業年度の役員報酬又は職員の給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細などを記載した書類、他団体への助成金の支給実績を記載した書類など

□ 認定NPO法人等の情報公開

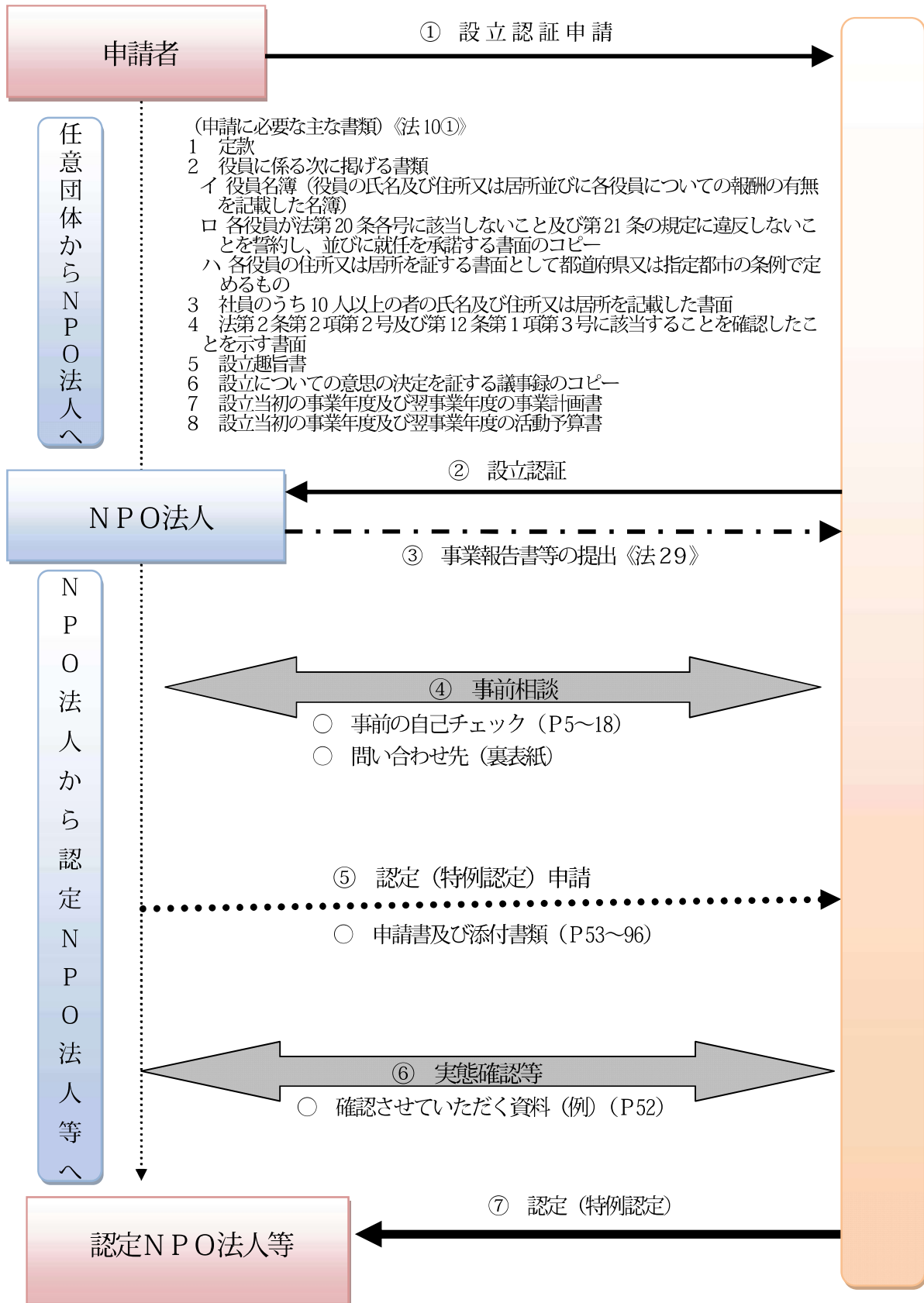
- すべてのNPO法人は、事業報告書等、役員名簿、定款等をすべての事務所に備え置き、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させる義務があります。(法28)
- 認定NPO法人等は、これらの書類及び認定申請書の添付書類、役員報酬又は職員の給与の支給に関する規程、収益の明細などを記載した書類、助成金の支給実績を記載した書類などをすべての事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、誰に対してもこれをその事務所において閲覧させなければなりません。(法52④・54)

□ 認定NPO法人等の税制優遇

- 認定NPO法人等になると税制優遇をうけることができます。
 - ① 寄附者に対する税制上の措置
 - イ 個人が寄附した場合
個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、314の7①三・四）。
 - ロ 法人が寄附した場合
法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。
 - ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合
相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（特例認定NPO法人は適用されません。措法70⑩）。
 - ② 認定NPO法人のみなし寄附金制度
認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①）。

Ⅱ 申請手続きに入る前に

1 認定NPO法人等になるまでのフロー



2 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等（特例認定を受ける場合は①を除く）に適合する必要があります。
 (注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。
- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目（特例認定を受ける場合は①を除く）のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分（初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分）の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

《チェックポイント》

① (特例認定除く)	イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(P7) 又は ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(P8) 又は ハ【条例個別指定】都道府県又は市区町村の条例による個別指定を受けている(P9)	適・否
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(P10)	適・否
③	運営組織及び経理が適切である(P12)	適・否
④	事業活動の内容が適正である(P13)	適・否
⑤	情報公開を適切に行っている(P14)	適・否
⑥	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(P15)	適・否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(P16)	適・否
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過している(P17)	適・否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない(P18)	適・否

ご注意ください！

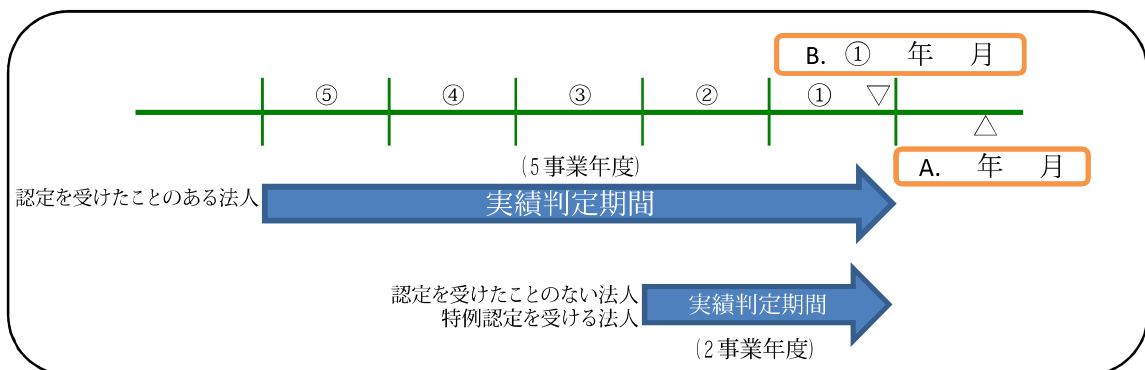
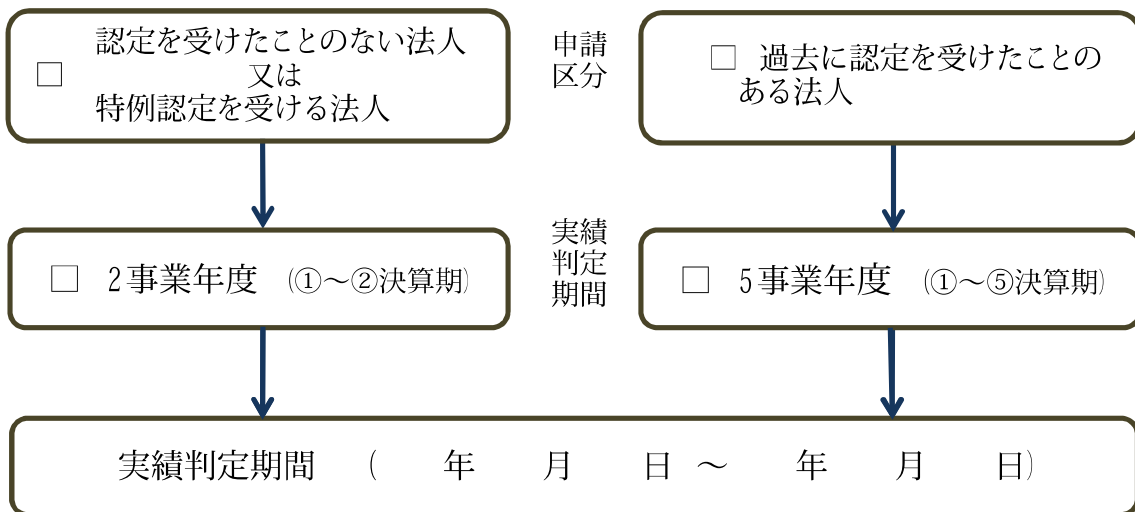
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、所轄庁にお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 (年 月 日)	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの2年前事業年度	③ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの3年前事業年度	④ (年 月 日 ~ 年 月 日)
Bの4年前事業年度	⑤ (年 月 日 ~ 年 月 日)



☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
 ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-イ —パブリック・サポート・テストについて—
 【相対値基準】

実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 ^(注) 」	(円)
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(円)
C. 資産売却による臨時収入	(円)
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
F. 差引金額(A - B - C - D - E)	(円)

(注) 「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益の合計額を記載します。

実績判定期間における

G. 受け入れた「寄附金総額(注)」	(円)
H. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(円)
I. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(円)
J. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(円)
K. 差引金額(G - H - I - J)	(円)

(注) 対価性のない助成金を含みます。



$$\frac{\text{Kの金額 ()}}{\text{Fの金額 ()}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

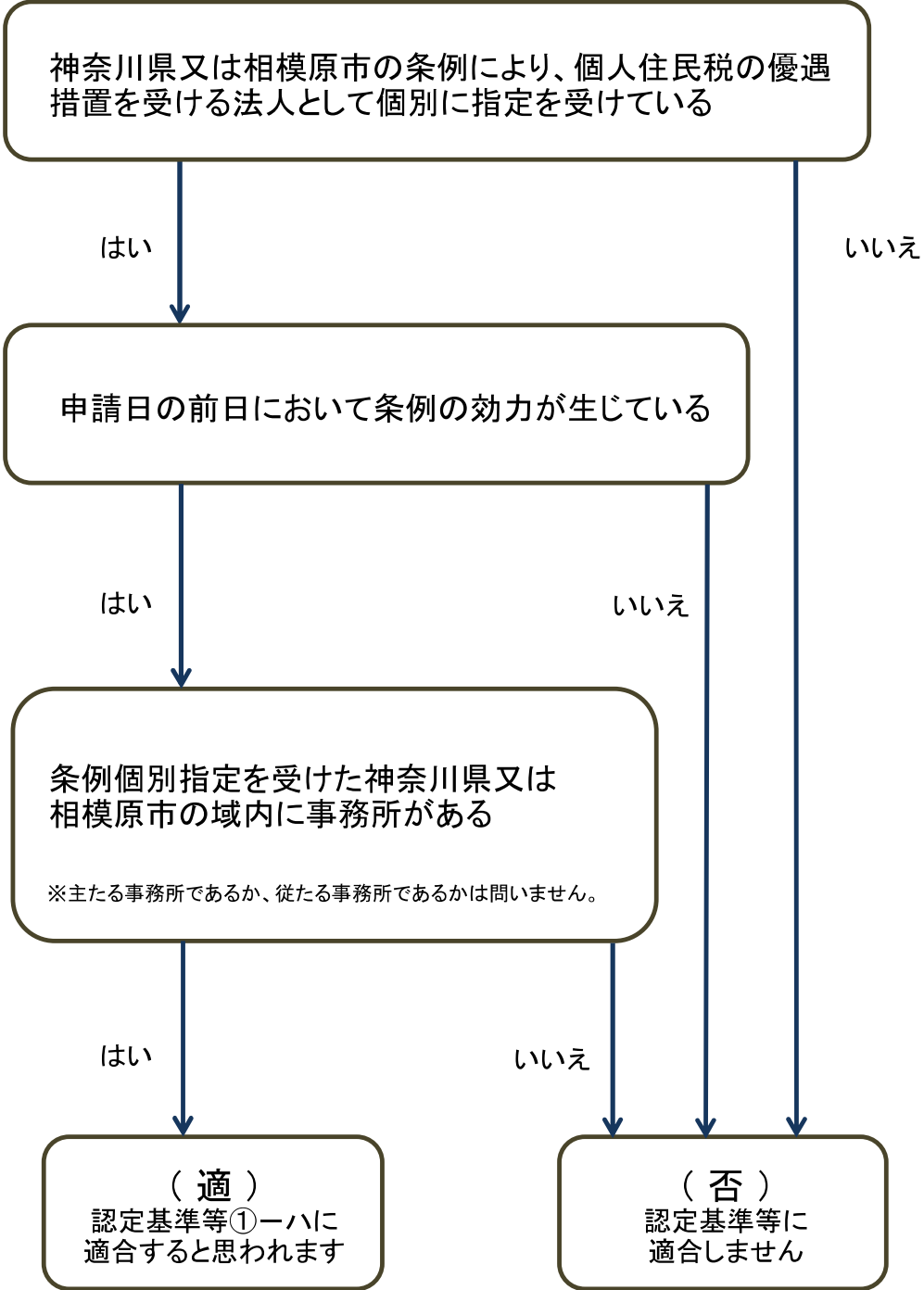
(適)
 認定基準等①-イに
 適合すると思われます

(否)
 認定基準等に
 適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ 「パブリック・サポート・テストについて」
【条例個別指定法人】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

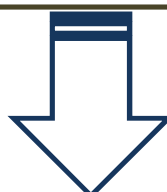
B. 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからF (条例で個別に指定されている法人は、AからE) の事業活動の割合は、NPO法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

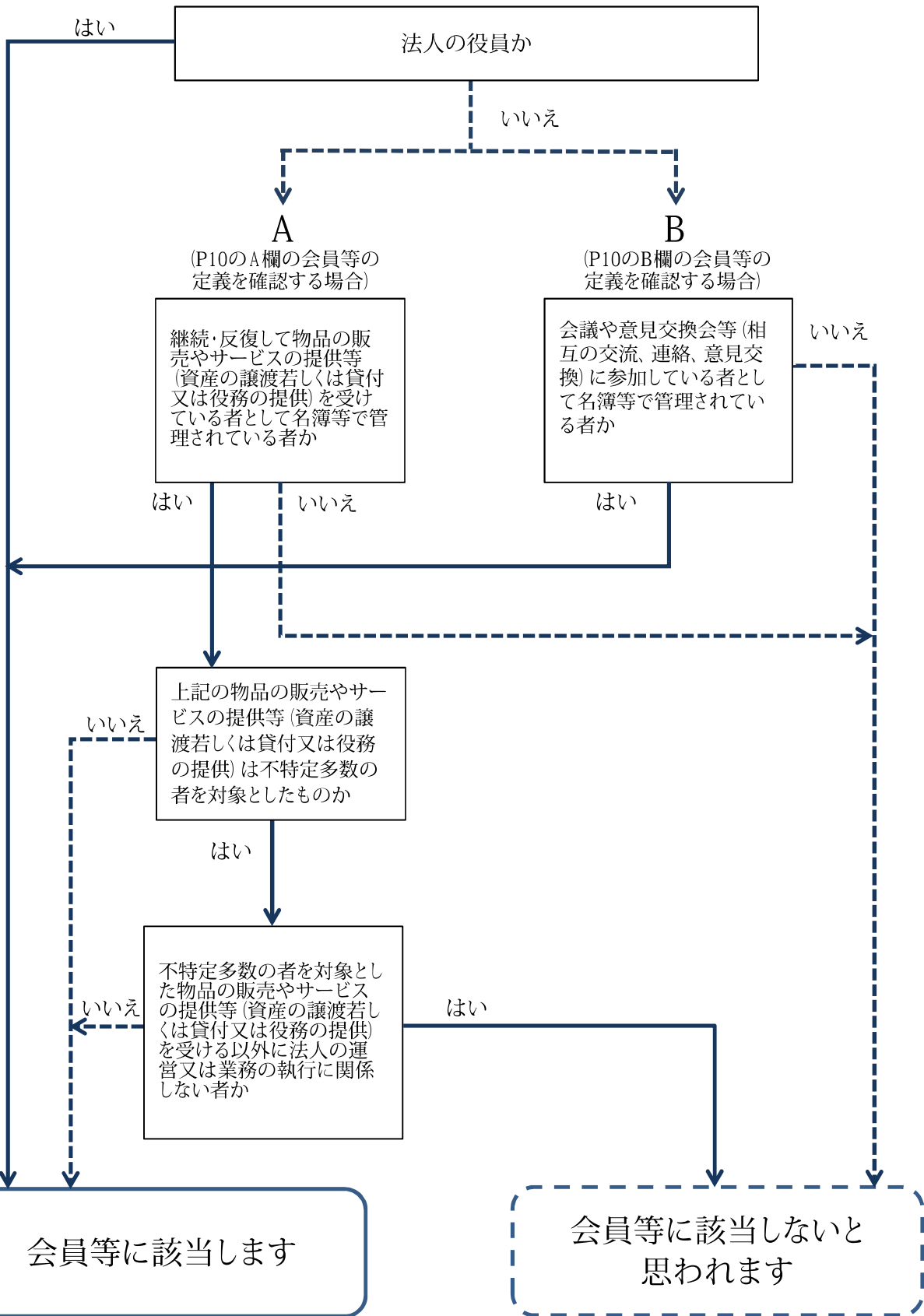
(適)
認定基準等②に
適合すると思われます

(否)
認定基準等に
適合しません

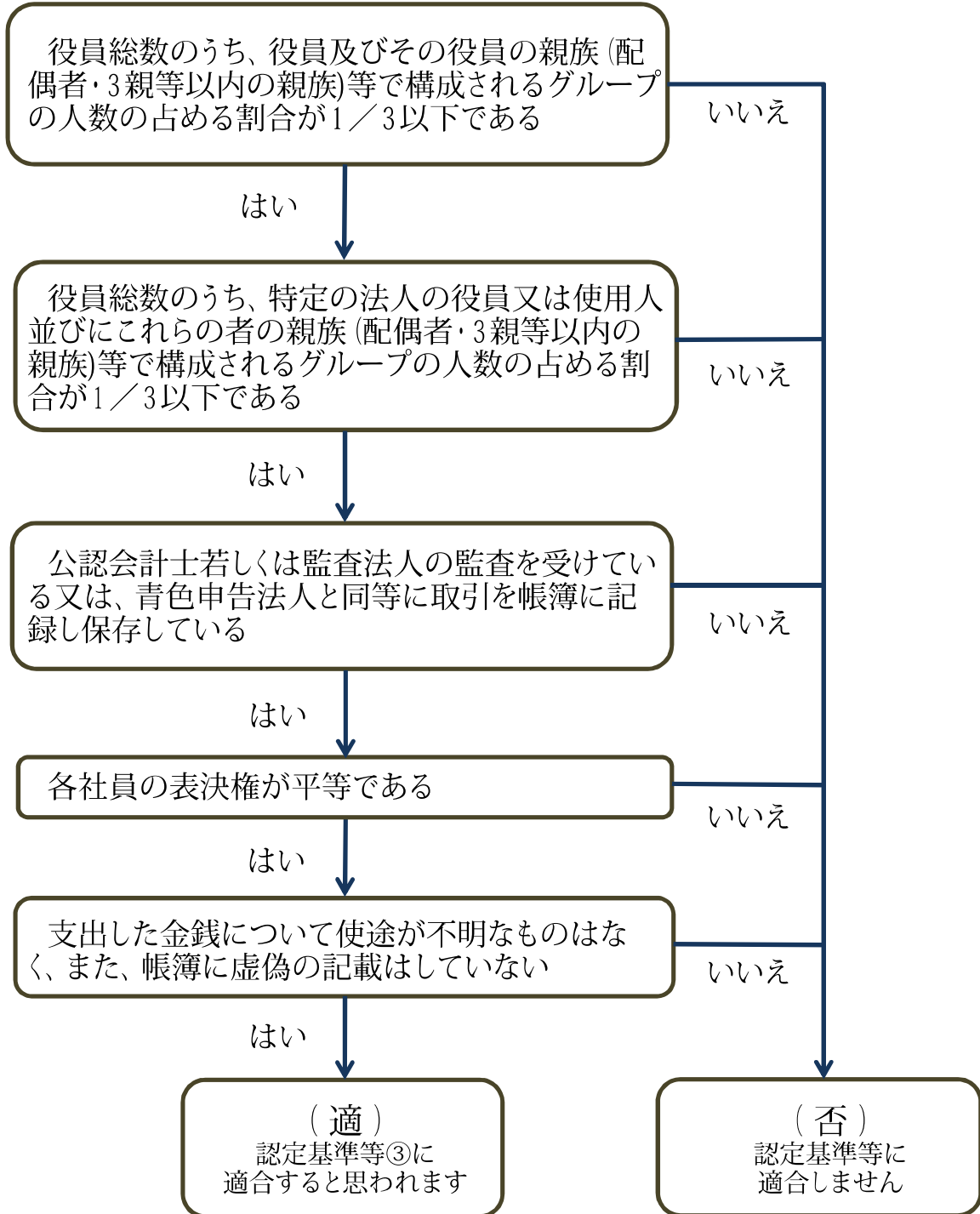
※ 「会員等」の定義については、P11を参照願います。

認定基準等②

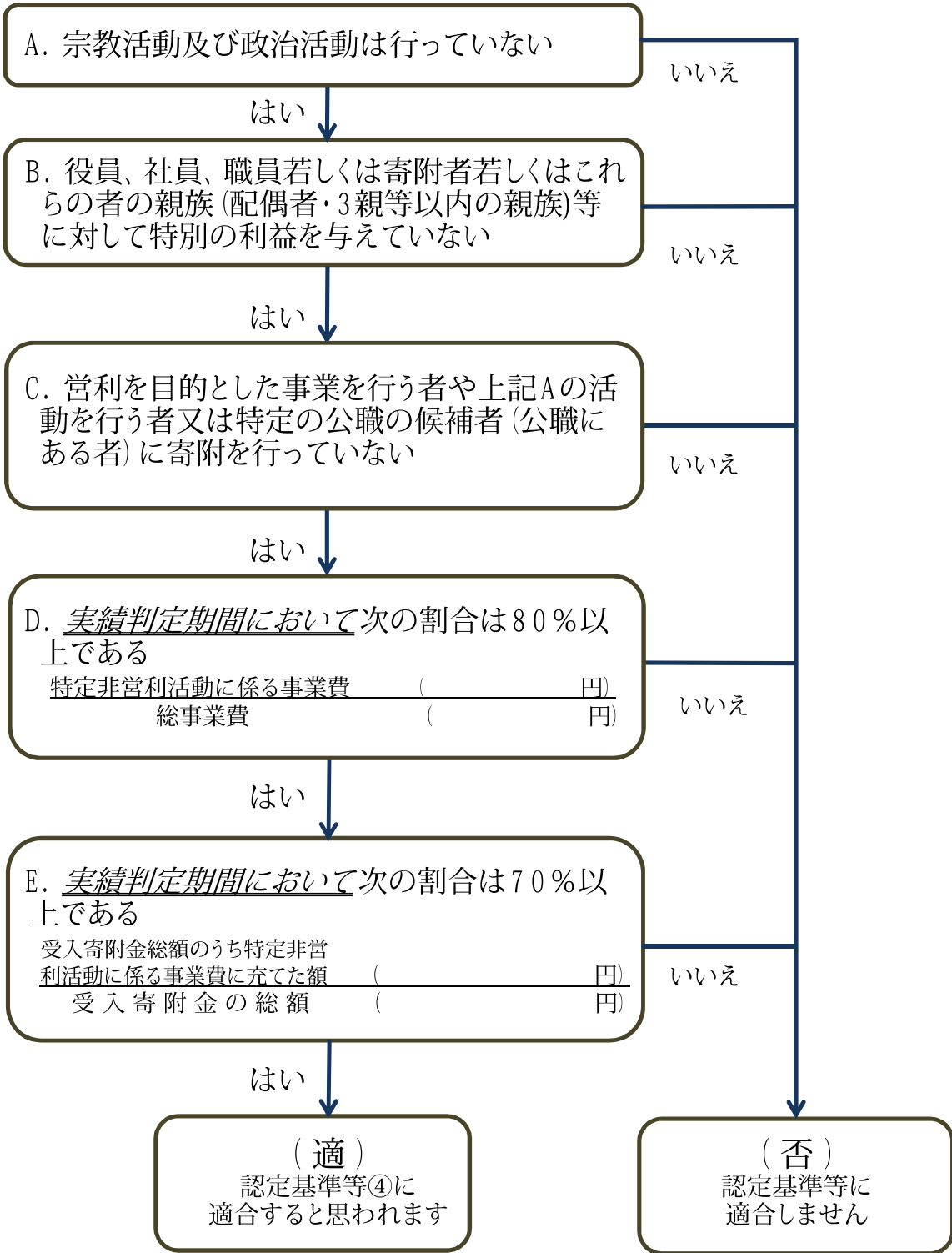
(参考) 「会員等」について



認定基準等③ — 運営組織及び経理について —

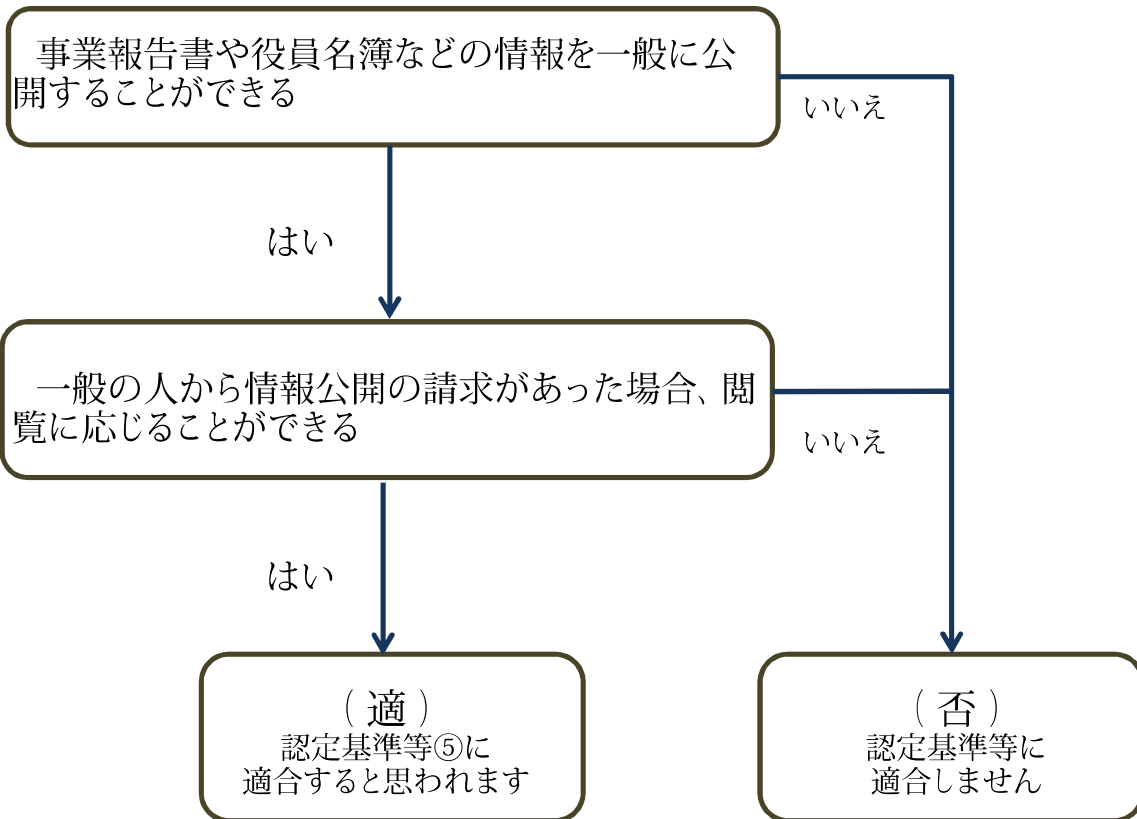


認定基準等④ — 事業活動について —



※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

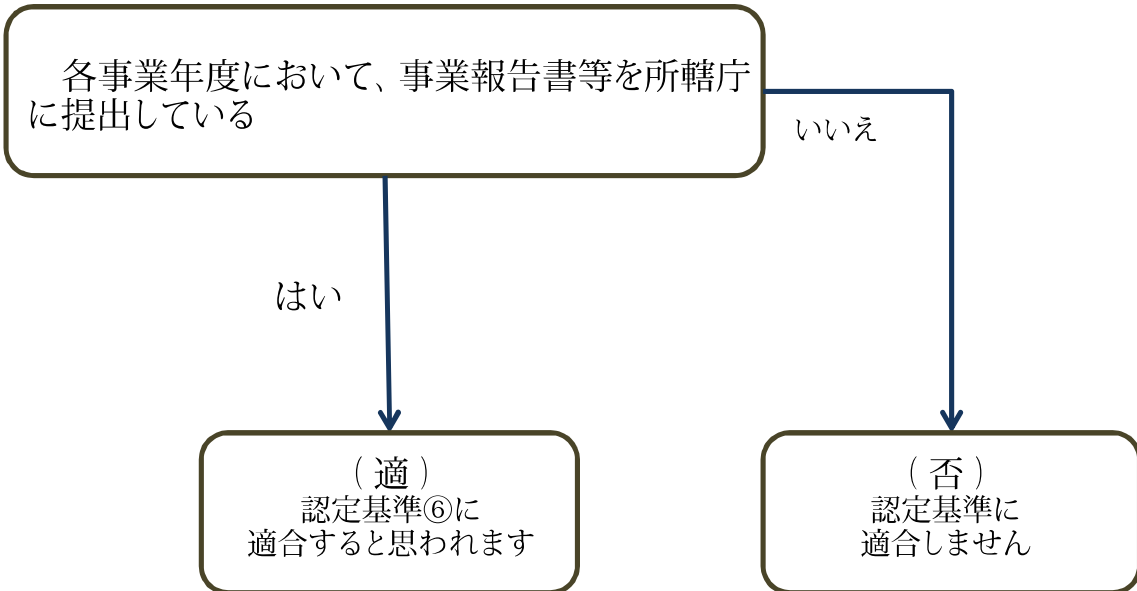
認定基準等⑤ — 情報公開について —



※ 閲覧の対象となる書類

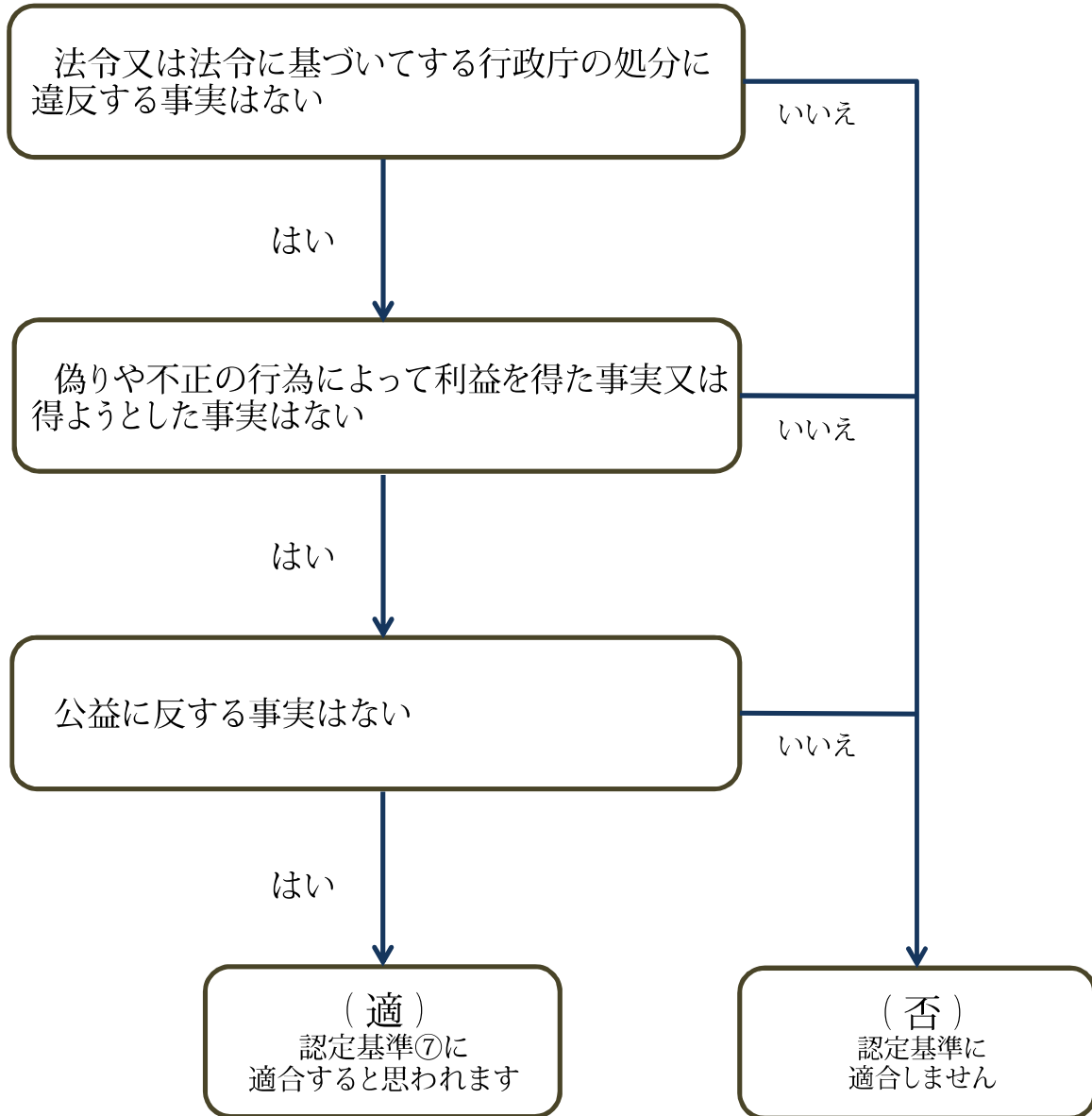
- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
- ・ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し
- ・ 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合等に所轄庁に提出した書類の写し

認定基準⑥ — 所轄庁への書類提出について —

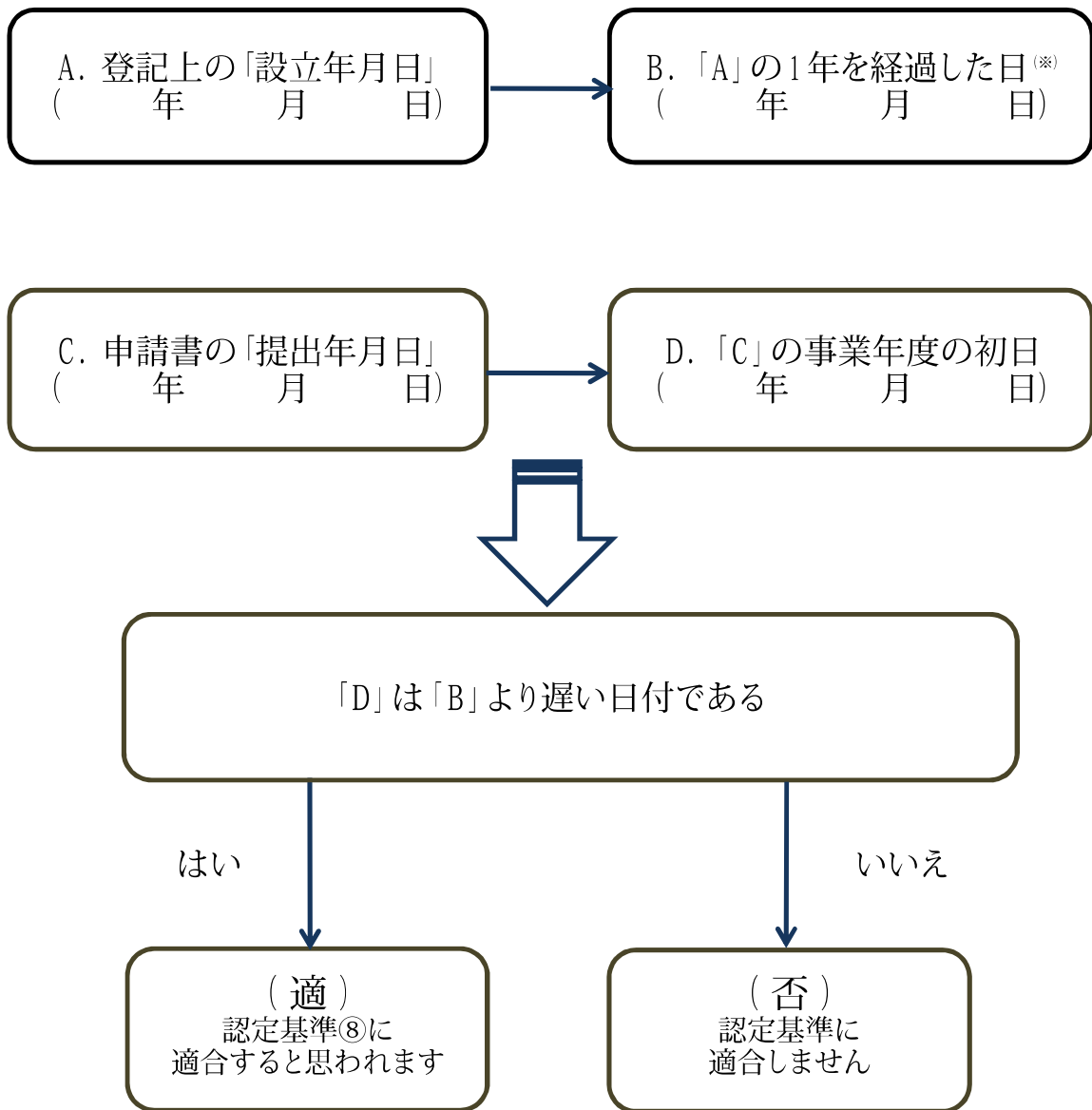


- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
 - ・ 財産目録
 - ・ 貸借対照表
 - ・ 活動計算書
 - ・ 年間役員名簿
 - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準⑦ — 不正行為等について —



認定基準⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

- I. 暴力団
- J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

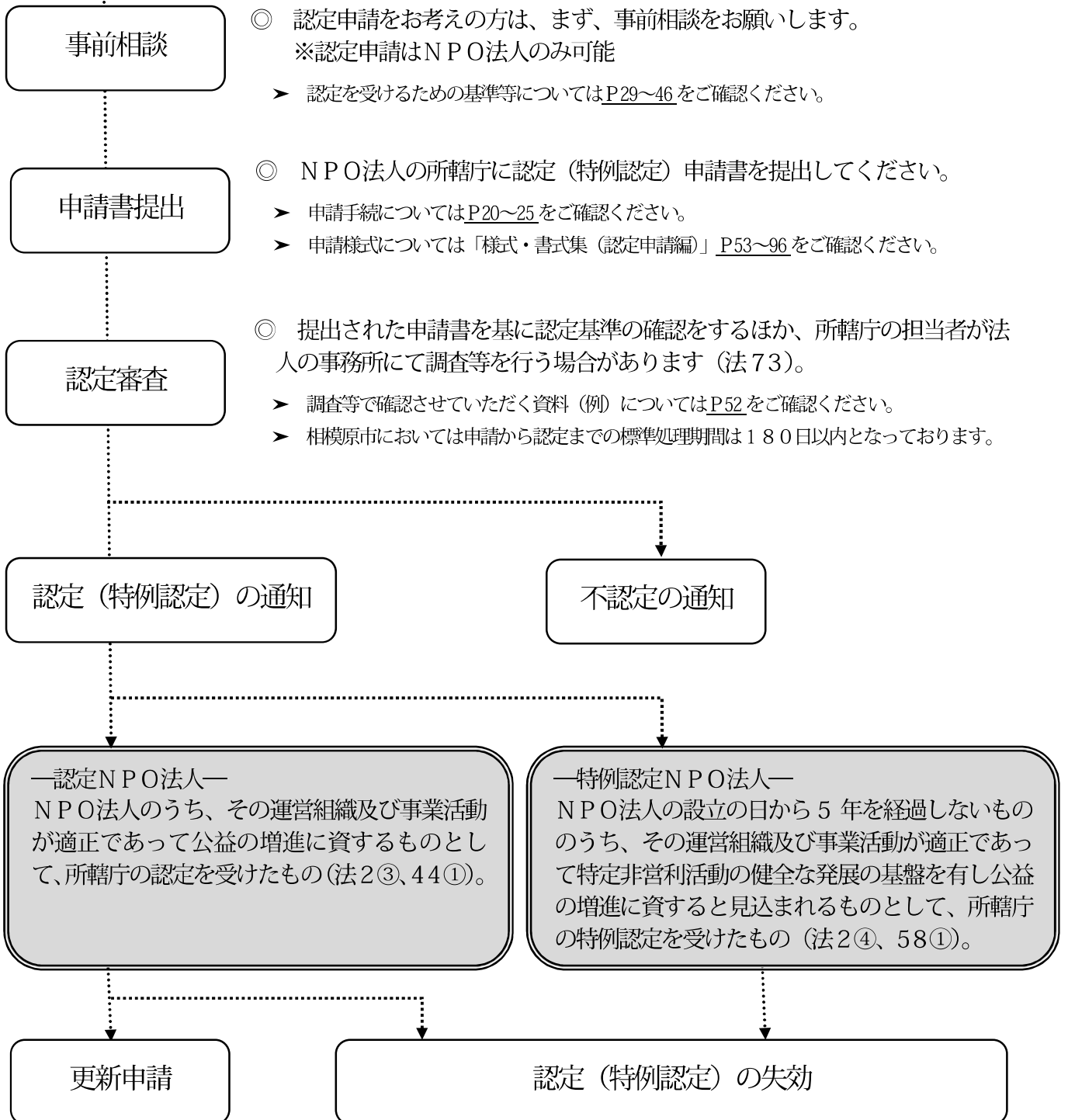
いいえ

(適)
欠格事由に該当
しないと思われます

(否)
欠格事由に該当します

Ⅲ 申請手続及び基準

1 申請手続から認定まで



◎ 認定NPO法人の認定期間は認定された日から5年間です。

◎ 特例認定NPO法人の特例認定期間は特例認定された日から3年間です。
特例認定に更新制度はありません。

2 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けるための申請手続

(1) 認定を受けようとする場合

イ 認定を受けようとするNPO法人は、次の①～③の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法44②）。

（注）申請書及び添付書類については、「様式・書式集認定申請編」P53～96をご覧ください。

- ① 実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）

（注）実績判定期間とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。

詳しくは、P23「参考（実績判定期間）」を参照してください。

- ② 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

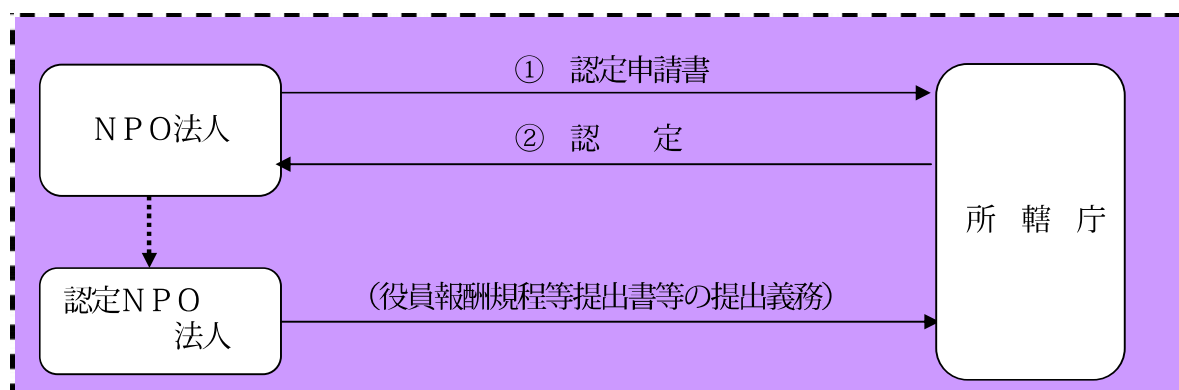
（注）認定の各基準についてはP29～P44を、欠格事由についてはP45～P46をご覧ください。

- ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ロ 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

ハ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（次頁の「(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合」を参照してください。）（法51②）。



(2) 特例認定を受けようとする場合

イ 特例認定を受けようとするNPO法人は、次の①及び②の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法44②、58②）。

（注）申請書及び添付書類については、「様式・書式集認定申請編」P53～96をご覧ください。

- ① 特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

（注1）特例認定の各基準及び欠格事由については、パブリック・サポート・テストを除く認定等の基準の概要（P26～28）をご覧ください。

（注2）特例認定の各基準に係る実績判定期間は、特例認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、58②）。詳しくは、P23を参照してください。

- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ロ 特例認定の申請ができるNPO法人は、次の掲げる基準に適合する必要があります（法45①八、59一～三）。
 - ① 特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
 - ② 特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
 - ③ 認定又は特例認定を受けたことがないこと
- ハ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法61①四）。

（3） 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

- イ 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、次の①及び②の書類を添付した有効期間の更新の申請書を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法51②③⑤）。
 - ① 認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 - ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - （注1） 認定の有効期間の更新の申請書には、寄附者名簿の添付は不要ですが、当該名簿の作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。
 - （注2） 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。
 - （注3） 上記①、②に係る書類については、既に所轄庁に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。
- ロ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

（4） 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO法人からの申請について、認定等又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、認定等又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します（法49①、51⑤、62）。

(5) 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法57①、61）。

- ① 認定等の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ③ 認定NPO法人等が解散したとき
- ④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法57②）

《参 考》

1 認定NPO法人等の名称等の使用制限

認定NPO法人等でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定NPO法人等であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法78二～五）。

2 標準処理期間

相模原市では所轄庁に認定申請をしてから認定（特例認定）までの標準処理期間は180日以内です。

3 認定の公示

所轄庁は、認定NPO法人等の認定等又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされております（法49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、所轄庁の条例で定める事項

また、所轄庁は、認定NPO法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法53②、62）。

- ⑥ 上記（公示事項）①、③、⑤に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑦ 上記（公示事項）③、⑤に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑧ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき
- ⑨ 上記（公示事項）⑤に掲げる事項に変更があったとき

4 協力依頼

所轄庁は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法73）。この規定により、所轄庁が認定申請中のNPO法人や認定NPO法人等に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために調査を実施することがあります。

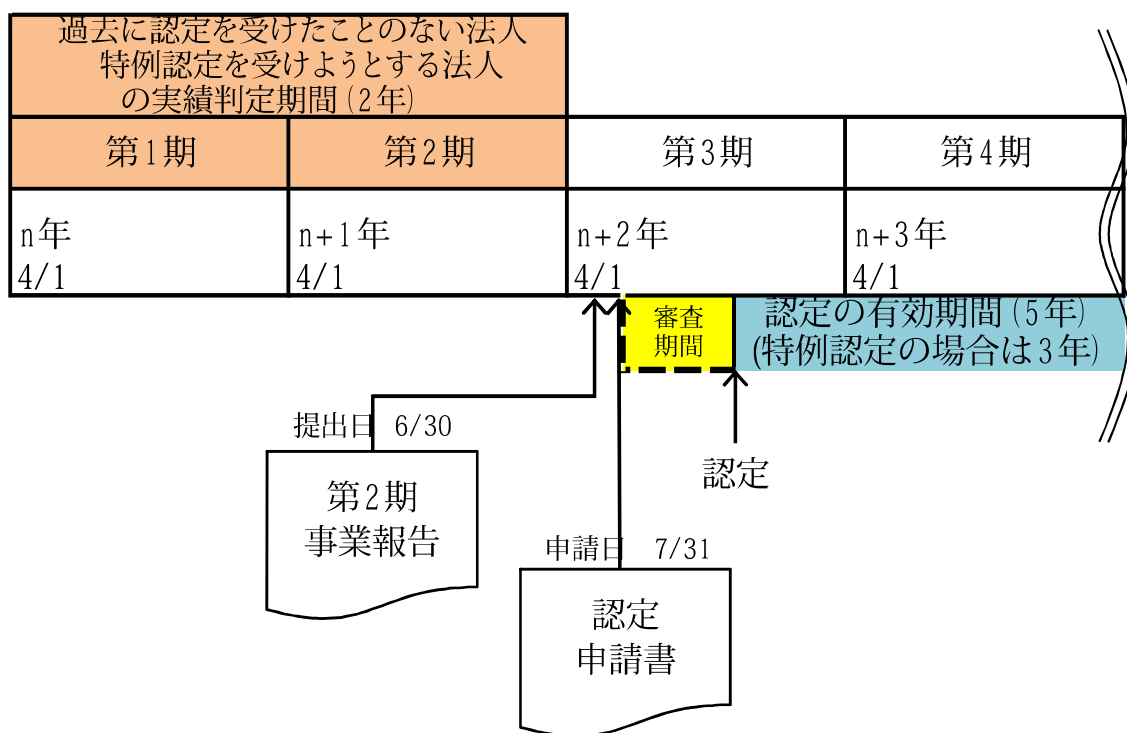
参 考 (実績判定期間)

実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法 44③、51⑤、58②）。

【具体例1】《新規で認定申請を行う場合》

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は2年間となります。実績判定期間は次表のとおりとなります。

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）



実績判定期間算出例

実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

【具体例2】《特例認定NPO定法人が、特例認定有効期間中に認定申請をする場合》

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュール及び実績判定期間は、おおむね次表のとおりとなります。

➤ 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日

➤ 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日

特例認定の申請

➤ 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日

➤ 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)～n+2年3月31日(第2期)

➤ 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日

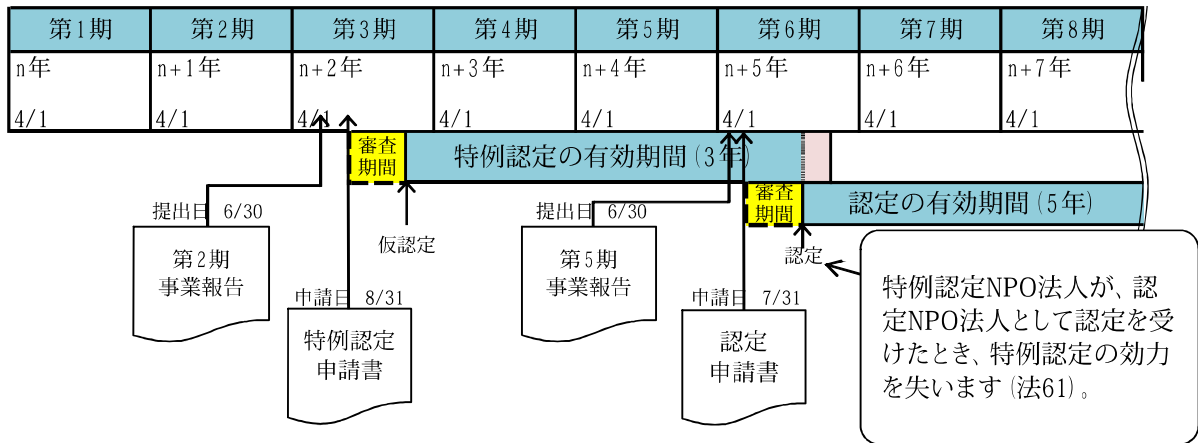
認定の申請

➤ 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日

➤ 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)～n+5年3月31日(第5期)

➤ 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日

実績判定期間算出例



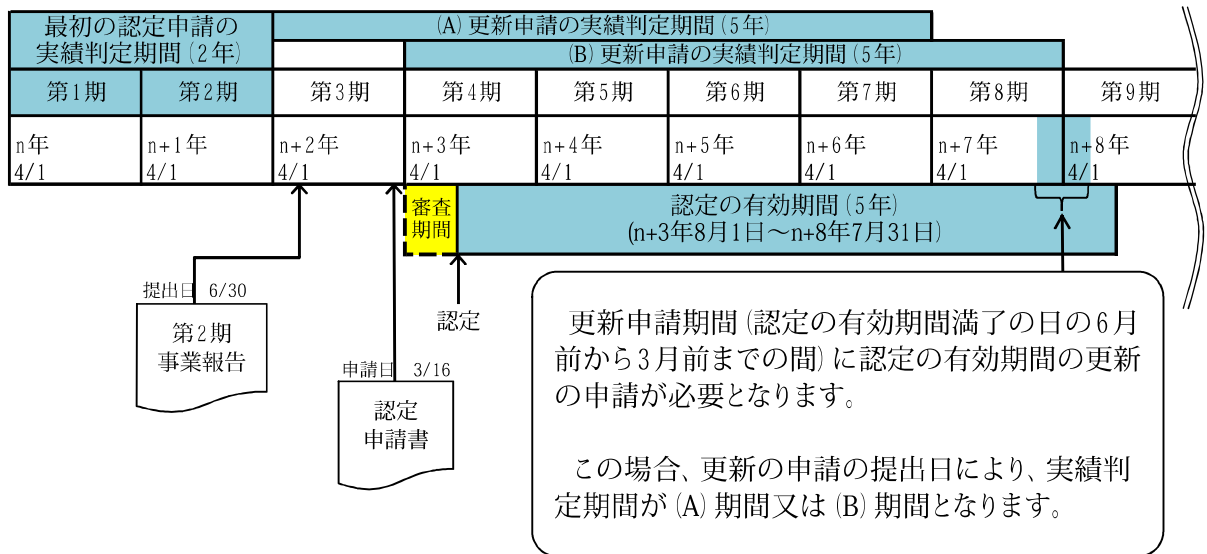
【具体例3】《認定NPO法人が認定更新申請をする場合》

認定NPO法人が認定の更新を希望する場合、認定の有効期間満了日の6月前から3月前までの間に更新申請を行う必要があります。

この場合のタイムスケジュール及び実績判定期間はおおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日
- 認定の有効期間 : n+3年8月1日～n+8年7月31日
- 更新申請期間 : n+8年1月31日～n+8年4月30日
- 実績判定期間 : 更新申請期間中の申請時期により変わります
詳細はケースAとBをご覧ください

実績判定期間算出例



ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合

- 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日の間に更新の申請書を提出する場合

- 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）

この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。

3 認定等の基準の概要

(1) 認定の基準の概要

認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものですが、詳細についてはP29以降をご覧ください。

(1) パブリック・サポート・テスト (PST) ※次のいずれかに該当すること	
広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること	
PST の種類	内容
相 対 値 基 準	実績判定期間において、経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が5分の1以上である (注) 小規模法人に該当するNPO法人は、小規模法人の特例を適用するか否か選択することができます。特例の詳細、小規模法人の定義等につきましてはP29を参照してください。
絶 対 値 基 準	実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上である (注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。 (注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。 (注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
条 例 個 別 指 定	都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人(指定NPO法人)である
(2) 活動の対象	
実績判定期間における事業活動のうち、共益的な活動の占める割合が50%未満であること	
(3) 運営組織及び経理	
次のいずれの基準にも適合していること	
<ul style="list-style-type: none"> ① 役員総数のうち、役員並びに役員と親族関係を有する者等で構成されるグループの占める割合が3分の1以下であること ② 役員総数のうち特定の法人の役員または使用人等で構成する最も大きなグループの人数の占める割合が3分の1以下であること ③ 各社員の表決権が平等であること。 ④ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている、または、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存していること。 ⑤ 不適正な経理を行っていないこと。 	

(4) 事業活動
次のいずれの基準にも適合していること ① 宗教活動、政治活動、選挙活動等を行っていないこと ② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと ③ 実績判定期間において、特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上であること ④ 実績判定期間において、受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること
(5) 情報公開
次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること ① 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ② 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ③ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ④ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ⑤ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ⑥ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
(6) 事業報告書等の提出
各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること
(7) 不正行為等
法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと
(8) 設立後の経過期間
認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
(9) 設立の日からの経過期間※特例認定のみ
特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から5年を経過しない法人であること
(10) 過去の認定等の有無※特例認定のみ
過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと

実績判定期間中に適合する必要がある基準は次のとおりです。
(1) の相対値基準、(1) の絶対値基準、(2)、(4) の③と④
実績判定期間及び認定・特例認定時まで適合の必要がある基準は次のとおりです。
(3)、(4) の①と②、(5)、(6)、(7)
認定申請時まで効力が生じている必要がある基準は次のとおりです。
(1) の条例個別指定
※ 実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5) の②～⑥の基準は除きます(法45①九)。
※ 認定又は特例認定を受けた後に(3)(4) の①と②、(7) の基準に適合しなくなった場合、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます(法67②)。

(2) 欠格事由の概要

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法47、62）。

次表は各欠格事由の概要をまとめたものですが、詳細についてはP45～P46をご覧ください。

(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある
NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある
① 認定又は特例認定の取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの
② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
③ 法、若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
④ 暴力団の構成員等
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない
認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過していない
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している
NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反している
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている
国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない
国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人
(6) 次のいずれかに該当する
NPO法人が次のいずれかに該当する
① 暴力団
② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある

4 認定等の基準

認定NPO法人としての認定を受けるためには、次の(1)～(8)の認定基準に適合する必要があります(法45①、法令1～5)。

(1) パブリックサポートテスト(PST)に関する基準【第1号基準】

パブリックサポートテストの基準判定にあたっては、次の①相対値基準、②絶対値基準、③条例個別指定基準のいずれかの基準を選択できます。

① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。(法45①一イ、法令1)

なお、相対値基準の場合、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	算入しない場合	《算式1》原則 (P30～P32参照)	《算式2》小規模法人の特例 (P33参照)
	算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合 (小規模法人の特例適用なし) (P34参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり) (P34参照)

小規模法人の特例

次の要件を満たす小規模法人であれば、簡易な計算式によるパブリックサポートテストを選択できます。(法45②、法令3)

小規模法人の特例を適用した場合、少額な寄附金や、匿名の寄附金を分母・分子に含めることができ、役員が寄附者の場合にも、親族合算の必要がありません。

なお、小規模法人の特例を適用するか否かはNPO法人の選択になります。

小規模法人の要件

①実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満

②実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除く。)の数が50人以上。

【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者(役員、社員除く)の数

国の補助金等

国等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）をいいます。

なお、国の補助金等を算入するか否かはNPO法人の選択になります。

《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額（受入寄附金総額 - ロの金額 + ハの金額）}}{\text{経常収入金額（総収入金額 - イの金額）}} \geq \frac{1}{5}$$

実績判定期間における総収入金額からイの金額を控除した金額のうち、受入寄附金総額からロの金額を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それにハの金額を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であることが基準です（法45①一イ(1)、法令1）。

【経常収入金額とは？】

経常収入金額とは、総収入金額から次の金額を控除した金額（イの金額）をいいます。

イの金額 ⇒次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法令に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている負担金額
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

（注1） 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

【寄附金等収入金額とは？】

寄附金等収入金額とは、受入寄附金総額からロの金額を控除した金額及びハの金額を加算した金額をいいます。

(注2) 受入寄附金総額とは、活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金・補助金・賛助会員費の合計額です。ただし、助成金・補助金・賛助会員費は対価性のないもののみが対象となり、又、国の補助金等の金額は含まれません。

ロの金額 ⇒次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法規6、7）

① 受け入れた寄附金の額のうち「一者当たり基準限度超過額」に相当する金額

同一の者からの寄附金の合計額のうち受入寄附金総額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、寄附者が特定公益増進法人、認定NPO法人の場合は、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）

【基準限度超過額の算式】

【通常の算出】

$$\boxed{\text{同一の者からの寄附金}} - \boxed{(\text{受入寄附金総額} \times 10\%)} = \boxed{\text{基準限度超過額}}$$

【寄附者が特定公益増進法人、認定NPO法人である場合の算出】

$$\boxed{\text{同一の法人からの寄附金}} - \boxed{(\text{受入寄附金総額} \times 50\%)} = \boxed{\text{基準限度超過額}}$$

② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円未満のもの合計額

③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

(注3) 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、法規7）。

(注4) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします（いわゆる親族合算）（法規8）。

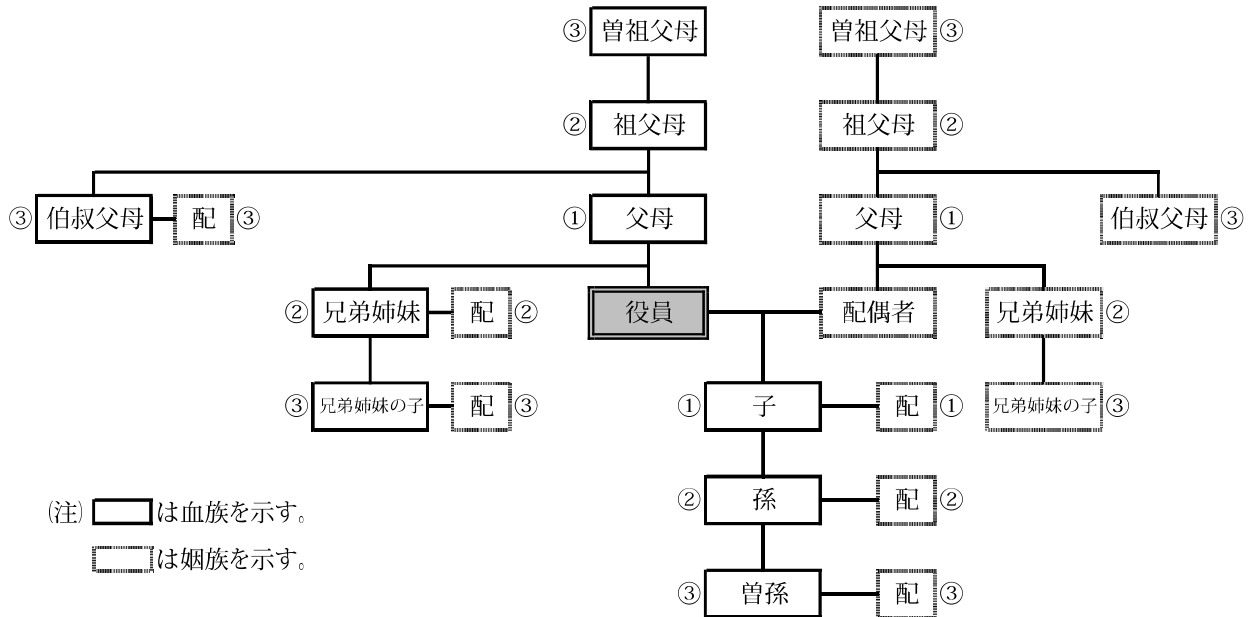
役員と「特殊の関係」とは次の関係を言います。（法規4二・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- ※ 生計を一にしている関係とは、日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても、仕送り等により日常生活の資を共通している場合も該当します。

【役員等から寄付金があった場合の算式】

$$\boxed{\text{役員Aからの寄附金 (5,000円)}} + \boxed{\text{Aの父からの寄附金 (5,000円)}} \\ = \boxed{\text{役員A 1人からの10,000円の寄附金とみなす}}$$

《3親等以内の親族図》



ハの金額 (法45①一イ(3)、法規4)

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額(「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合(P37参照)を乗じて計算した金額をいいます。)を控除した金額(ただし、受入寄附金総額－**ロの金額**を限度とします。)

(注5) 社員から受け入れた会費(次の条件を満たしたものに限り(法規4))

- ① 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められている
- ② 社員(役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**ロの金額**(注4)と同様です。)の数が20人以上である

【加算の算式】

【加算金額の算出】

$$\text{社員会費の合計} - \text{共益的な活動等に係る部分の金額} = \text{加算金額} \left(\leq \begin{array}{|c|} \hline \text{ただし} \\ \hline \text{加算金額上限額} \\ \hline \end{array} \right)$$

【共益的な活動等に係る部分の金額とは】

$$\text{社員会費の合計額} \times \text{事業活動に占める共益的な活動の割合} = \text{共益的な活動等に係る部分の金額}$$

【加算金額上限の金額とは】

$$\text{受入寄附金総額} - \text{ロの金額(寄附金等収入金額控除額)} = \text{加算金額上限額}$$

(注6) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(P37の「事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合」をいいます。)を乗じた金額をいいます。

《算式2》 相対値基準（小規模法人の特例）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 小規模法人の要件（P29 参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

実績判定期間における、総収入金額から「ニの金額」を控除した金額のうち、受入寄附金総額から「ホの金額」を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに「ヘの金額」を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であることが基準です(法令5②)。

「ニの金額」 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法令に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている負担金額
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

(注7) ここに掲げるものは、《算式1》の「イの金額」の①～⑤と同一です。

「ホの金額」（法45①一イ(2)、法令5②二、法規6）

受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額

(注8) これは《算式1》の「ロの金額」の①と同一です。小規模法人の特例を選択適用する場合には、《算式1》原則の場合と異なり、「ロの金額」の②と③の控除や、役員が寄附者である場合に行う、いわゆる親族合算（注4参照）は必要ありません。

(注9) 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注3）をご参照ください。

「ヘの金額」（法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費（次の条件を満たしたものに限る（法規4））

- ① 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められている
- ② 社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、「ロの金額」（注4）と同様です。）の数が20人以上である

(注10) これは《算式1》の「ハの金額」と同一です。

《算式 3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{チの金額}}{\text{経常収入金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をP S Tに算入するか否か選択適用可能

「寄附金等収入金額」及び「経常収入金額」については《算式1》(P30)を参照

国の補助金等を受け入れているNPO法人は、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5①）。

ただし、分子に算入する国の補助金等の額（チの金額）は、受入寄附金総額からロの金額（P31参照）を控除した金額が限度となります（分母には、国の補助金等の金額（トの金額）を算入します）。

トの金額（法令5①）

国の補助金等の金額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令5①）

- ① 国の補助金等の金額
- ② 受入寄附金総額からロの金額（P31参照）を控除した金額

《算式 4》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用あり））

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をP S Tに算入するか否か選択適用可能

ニの金額、ホの金額及びヘの金額については、P33を参照

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けているNPO法人は、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です（法令5③）。

ただし、分子に算入する国の補助金等の額（リの金額）は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。（分母には、国の補助金等の金額（トの金額）を算入します。）。

トの金額（法令5③）

国の補助金等の金額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額（法令5③）

- ① 国の補助金等の金額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

② 絶対値基準 《算式5》

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（法45①-ロ、法令2、法規9）。

寄附金の定義

①寄附金を支出する側に任意性があること

寄附者自身が、寄附をするかしないか、寄付金額をいくらにするかを自由に決めることができることをいいます。

②寄附したことによる直接の反対給付（対価性）がないこと

寄附金を支出した代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないことをいいます。

ただし、NPO法人が、寄附者に対してお礼状や無料の会報誌などを送付する場合は、反対給付に該当しません。

寄附者の数え方

①寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな者のみを数えます。

②寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

③寄附者が、当該NPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は寄附者数に含めません。

※ 生計を一にしている関係とは、日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても、仕送り等により日常生活の資を共通している場合も該当します。

実績判定期間の月数の数え方

月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

《算式5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（法45①-ロ、法令2、法規9）。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

③ 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

認定申請時期

認定申請書を提出する日の前日において、当該NPO法人が指定された条例の効力が生じている必要があります。

この条例の効力が生じるとは、地方自治法第16条《条例及び規則の公告式》に基づき公布され、かつ、施行されていることをいいます。

都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人とは

条例個別指定基準を満たすためには、条例を施行した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人でなければなりません。

したがって、条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有さない場合には、他のPST（絶対値基準又は相対値基準）を満たす必要があります。

なお、事務所とは、定款において定められた事務所をいい、主たる事務所か従たる事務所かは問いません。

条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです（当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）（法45①一ハ、地方税法37の2①四、314の7①四）。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

(2) 活動の対象に関する基準【第2号基準】

実績判定期間における事業活動のうち会員等に対する共益的な活動等の占める割合が50%未満である必要があります。

上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により、その事業活動のうち次のイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規10）。

実績判定期間における

- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動 | } | の事業活動に占める割合 < 50% |
|---|---|-------------------|

《算式》 事業活動に占める共益的な活動の割合

$$\frac{\text{事業活動に占める共益的な活動}}{\text{すべての事業活動に係る金額等}} = \text{事業活動に占める共益的な活動の割合} < 50\%$$

(注) すべての事業活動に係る金額とは、活動計算書の特定非営利活動及びその他の事業に係る事業費の合計金額をいいます。なお、この金額による計算のほか、「従事者の作業時間数」等合理的な指標を用いて算定することもできます。

実績判定期間における事業活動のうち共益的な活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

【共益的な活動とは】

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
 - 会員又はこれに類する者（NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます（以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡や貸付け、サービスの提供を行うこと（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他対象が会員等である活動です。なお、資産の譲渡等のうち、「対価を得ないで行われるものその他一定のもの」は除きます。

会員に類する者 ⇒ 次に掲げる者（法規11）

- ① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者
- ② 当該申請に係るNPO法人の役員

NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者 ⇒ 次の者（法規12）

NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます。

その他一定のもの ⇒次に掲げるもの（法規13）

- ① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（②において「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの
- ② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの
- ③ 法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等（※1）が参加しているものに限ります。）に対する助成
 - ※1 旧民法法人（※2）のうち、特定公益増進法人の認定の有効期間内のものを会員等とする場合を含みます（法規附則3④）。
 - ※2 旧民法法人とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第38条（民法の一部改正）の規定による改正前の民法第34条の規定により設立した法人をいいます。

ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動

会員等を対象とする活動で、便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動です。なお、上記「その他一定のもの③に掲げる活動」及び「会員等に対する資産の譲渡等」を除きます。

また、都道府県又は市区町村から条例個別指定を受けたNPO法人の場合は、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

特定の範囲の者 ⇒次の者（法45①ニロ、法規15）

- ① 会員等
- ② 特定の団体の構成員
- ③ 特定の職域に属する者
- ④ 特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者
「特定の地域」とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあっては、区又は総合区）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動

特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動です。

ニ 特定の者の意に反した活動

特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動です。

(3) 運営組織及び経理に関する基準【第3号基準】

実績判定期間以降において、次のイ～ホのいずれにも適合していることが必要です。

- イ 役員の総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合が3分の1以下であること
- ロ 役員総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合が3分の1以下であること
- ハ 各社員の表決権が平等であること
- ニ 会計について
 - 公認会計士等の監査を受けていること
 - または
 - 青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること
- ホ 不適正な経理を行っていないこと

《算式》 イ 親族関係 及び ロ 役員又は使用人等について

イ	$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$	≤	$\frac{1}{3}$
ロ	$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$	≤	$\frac{1}{3}$

※ 最も大きな（イ）の親族グループ又は（ロ）の法人グループの算定方法は次のとおりです。仮に、複数の親族グループが存在する場合であっても、これを合算して算定する必要はありません。

（イの計算例）

- ・役員の数・・・20名
 - ・役員Aさんの親族グループ・・・4名
 - ・役員Bさんの親族グループ・・・3名
- ※他には、親族グループも法人グループも存在しません。

この場合、（4名+3名）÷20名という計算式ではなく、4名÷20名（1/5）≤1/3となります。

その運営組織及び経理に関して上記イ～ホに掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

- イ 役員の総数のうち、「役員」並びに「その配偶者及び3親等以内の親族」（以下「親族関係を有する者」）並びに「役員と特殊の関係のある者」の数の占める割合が3分の1以下であること
- ロ 役員総数のうち、「特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者」並びに「これらの者と親族関係を有する者」並びに「これらの者と特殊の関係のある者」の数の占める割合が3分の1以下であること

※ NPO法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規19）。

特殊の関係 ⇒次に掲げる関係（法規16）。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ ①又は②に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

一定の関係のある法人

一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規17）。

- ① 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- ② 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

ハ 各社員の表決権が平等であること

ニ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規20）

青色申告法人の帳簿書類の保存 ⇒次のいずれも満たしていること

- ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行うこと（法人規53）
- ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること（法人規54、同別表20）
- ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること（法人規55）
- ④ たな卸表を作成すること（法人規56）
- ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること（法人規57、同別表21）
※NPO法上の活動計算書を作成していれば、損益計算書は作成していることと取り扱っても差し支えありません。
- ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること（法人規59）

ホ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規21）

(4) 事業活動に関する基準【第4号基準】

実績判定期間において次のイ～ホのいずれにも適合していることが必要です（イ及びロについては、実績判定期間中以降において適合している必要があります）。

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること

《算式》 ハ 事業費に占める割合 及び ニ 寄附金充当割合について

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

その事業活動に関し、イ～ニに掲げる基準を満たしていること（法45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

特殊の関係 ⇒次に掲げる関係（法規16・22）

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外のもので当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ ①又は②に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

一定の基準 ⇒次に掲げる基準（法規23）

- ① 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- ② 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- ③ 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- ④ 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

ハ、実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

活動計算書の経常費用の勘定科目に「ボランティア評価費用」「施設等評価費用」等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

また、この割合を事業費以外の指標によって算定した場合、その算定した割合が合理的であると所轄庁が認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます（法規24）。

この場合、申請時に指標の根拠となる説明資料の添付を求めることがあります。

ニ、実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

活動計算書における経常収益中に「ボランティア受入評価益」「施設等受入評価益」等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、受入寄附金の合計額から控除します。

(5) 情報公開に関する基準【第5号基準】

次に掲げる書類を閲覧させること

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
 ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 ④ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
 ⑤ 内閣府令で定める書類
 ⑥ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法45①五）。

	閲覧書類
イ	①事業報告書等（事業報告書、計算書類等（活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録）、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載したもの） ②役員名簿 ③定款 ④認証に関する書類の写し ⑤登記に関する書類の写し（法28①②）
ロ①	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法44②二）
ロ②	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法44②三）
ロ③	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）
ロ④	前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法54②三） <u>内閣府令で定める事項</u> ⇒次に掲げるもの（法規32①）。 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引 ④ 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
ロ⑤	内閣府令で定める書類（法54②四） <u>内閣府令で定める書類</u> ⇒次に掲げる書類（法規32②） ① 第3号基準、（P39～P40、ハに係る部分を除く）、第4号基準（P41～P42のイ及びロに係る部分のみ）、第5号基準並びに第7号基準（P43～P44）に適合している旨を説明する書類 ② 欠格事由（P45～P46）のいずれにも該当していない旨を説明する書類。
ロ⑥	助成の実績及び200万円を超える海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（法54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準【第6号基準】

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること

《提出期限》 事業年度が4月1日～翌年3月31日までの場合

事業年度末
3月31日



事業報告書等提出期限
6月30日

実績判定期間以降において提出期限を超えて提出した時がある場合は申請ができません。

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により提出していること（法45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準【第7号基準】

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準【第8号基準】

認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法45①八）。

特例認定NPO法人としての特例認定を受けるためには、上記(2)～(8)の認定基準に加え、次の(9)及び(10)の認定基準に適合する必要があります（法59）。

(9) 設立の日からの経過期間に関する基準【特例認定のみ】

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること（法59①二）

(10) 認定又は特例認定の有無に関する基準【特例認定のみ】

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと（法59三）

5 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から5年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当するNPO法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

欠格事由のいずれかに該当するNPO法人は、認定等又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法47）。

イ NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合（役員の欠格事由）

- ① 認定NPO法人等が認定等を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人等のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等^(注1)若しくは暴行行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等^(注2)

(注1)「刑法204条等」とは、刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）をいいます。

(注2)「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない

ハ NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない

認定等及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。

(注1) 従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 所轄庁の条例で定めるところにより、毎事業年度1回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない

ヘ 次のいずれかに該当する

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

6 認定NPO法人等の税制上の措置

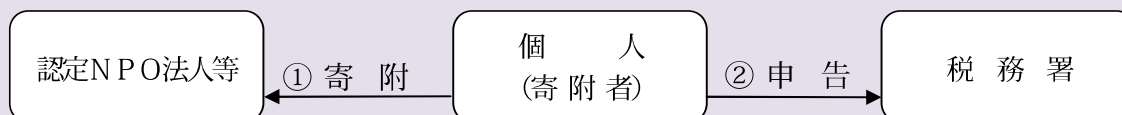
認定NPO法人等にかかる税制上の措置とは、次の4つをいいます。

税法上の優遇措置	
個人が認定NPO法人等へ寄附をした場合 (P47～P48 参照)	法人が認定NPO法人等へ寄附金をした場合 (P49 参照)
相続人等が認定NPO法人へ相続財産等を寄附した場合 (P50 参照)	認定NPO法人のみなし寄附金制度 (P51 参照)

① 個人が認定NPO法人等へ寄附をした場合

<所得税>

個人が、認定NPO法人等に対して特定非営利活動に係る事業に関する寄附をした場合は特例寄附金に該当し、所得税の「寄附金控除（所得控除）」又は「認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）」のいずれかの控除を選択適用できます（所法78②、措法41の18の2①②）。



特定寄附金

特定寄附金とは、学校の入学に関してするものを除いた次の寄附金をいう。（所法78②）

- ① 国又は地方公共団体に対するもの
- ② 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち、所定の要件を満たすものと財務大臣が認めたもの
- ③ 所得税法別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、公益の増進に資すると政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連するもの

寄附金控除（所得控除）

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

【算式】

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

この控除の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、次のものが必要となります。（所令262①、所規47の2③）。

- ① 確定申告書に記載した特定寄附金の明細書
- ② 次の事項を認定NPO法人等が証した書類（寄附者の氏名と住所が記載されたもの）
 - ・ 特定寄附金を受領した旨（その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。）
 - ・ その金額及び受領年月日

認定NPO法人等寄附金特別控除（税額控除）

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）を、その年分の所得税額から控除できます。

【算式】

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2 \text{ 千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

【証明書の添付又は提示等】

この控除の適用を受けるには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、次のものが必要になります。(措法41の18の2③、措規19の10の4)。

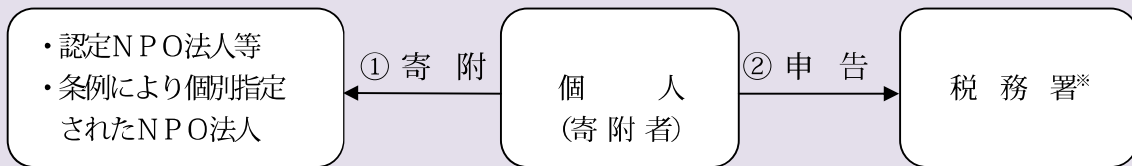
①寄附金の税額控除額の計算明細書

②次の事項を認定NPO法人等が証した書類(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)

- ・ 特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)
- ・ その金額及び受領年月日

<個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます(地方税法第37条の2、第314条の7)。



【算式】

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2 \text{ 千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合、次の率により算出します。

- ・ 都道府県が指定した寄附金は4%
 - ・ 市区町村が指定した寄附金は6%
- 都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%

【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です)

このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません

この場合、所得税の控除は受けられません。

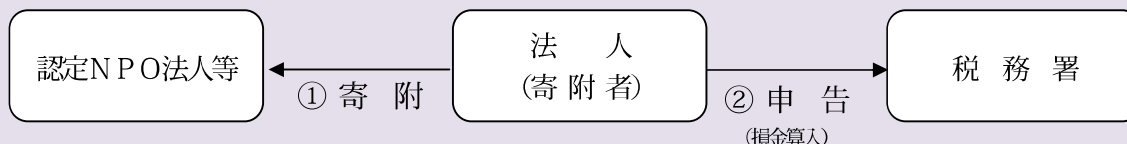
※ 条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります(地方税法45の2⑤、317の2⑤)。

どの寄附金が指定されているか等については、住所地の都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 法人が認定NPO法人等へ寄附金をした場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法37④、措法66の11の2②）。



【算式】

認定NPO法人等に寄附をした場合の損金算入限度額

$$\boxed{\text{一般損金算入限度額}} + \boxed{\text{特別損金算入限度額}} = \boxed{\text{損金算入限度額}}$$

(一般寄附金) (特定公益増進法人及び
認定NPO法人に対する寄附金)

一般損金算入限度額 (法人令73①)

損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】

$$\boxed{\text{資本金等の額}} \times 0.25\% + \boxed{\text{所得金額}} \times 2.5\% \quad \times \quad \frac{1}{4}$$

特別損金算入限度額 (法人令77の2①)

特別損金算入限度額とは、普通法人の場合、次の算式により求められた金額をいいます。

【算式】

$$\boxed{\text{資本金等の額}} \times 0.375\% + \boxed{\text{所得金額}} \times 6.25\% \quad \times \quad \frac{1}{2}$$

(注) 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

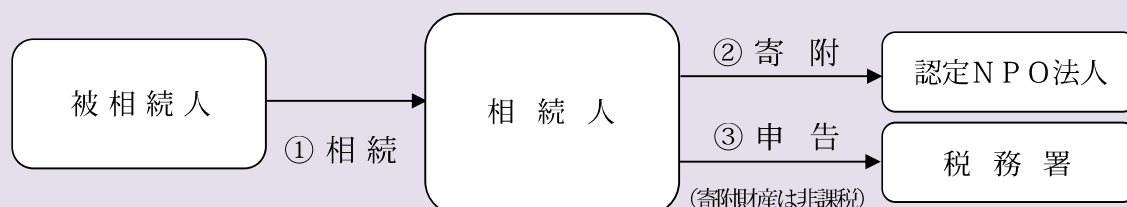
【証明書の保存等】

この適用を受けるには、次の手続等が必要になります。(法人法37⑨、措規22の12)

- ① 寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に寄附金額の記載及び明細書の添付
- ② 認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類の保存

③ 相続人等が認定NPO法人へ相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

(寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

【証明書の添付等】

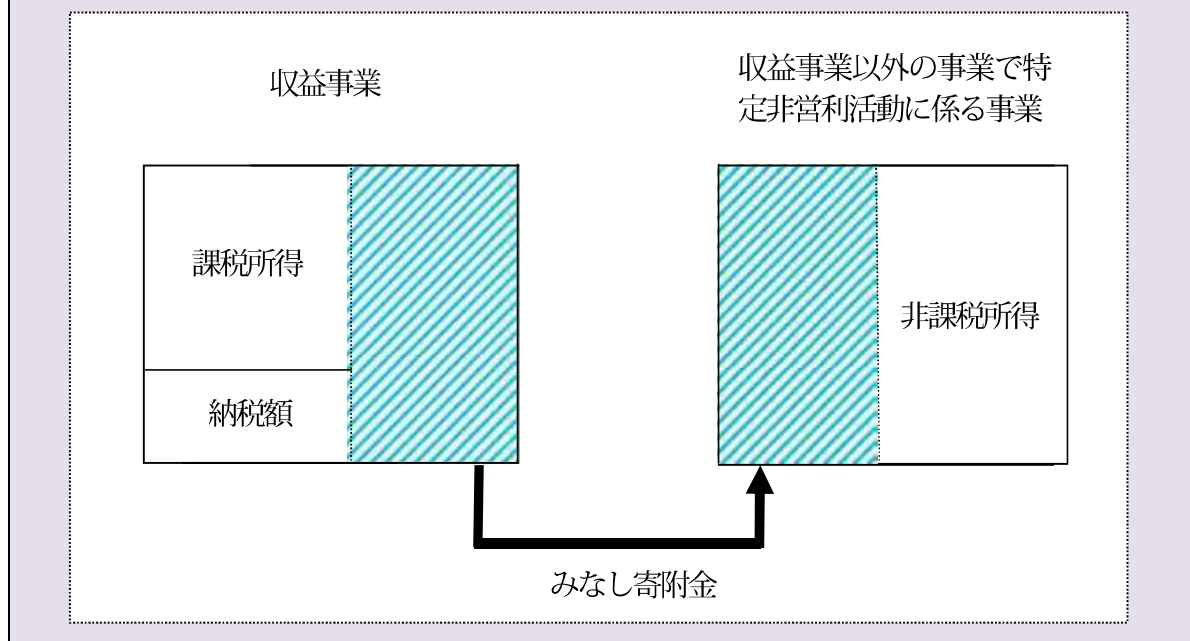
この適用を受けるためには、次の手続が必要になります。(措法70 ⑤⑩、措規23 の5)

- ① 相続税の申告書にこの適用を受ける旨を記載
- ② 財産の寄附を受けた認定NPO法人が次の事項を記載した書類
 - ・ 特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨
 - ・ 寄附を受けた年月日及びその財産の明細
 - ・ その財産の使用目的を記載した書類

④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（のみなし寄附金）。こののみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、のみなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①、措令39の23①）。



○ 税制上の措置の対象となる寄附

(個人又は法人が認定NPO法人等へ寄附をした場合)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定等の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定等を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定等の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、6①～③(P47～P50)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

(相続人等が認定NPO法人に相続財産等を寄附した場合)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

7 確認書類の事例

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。なお、認定審査を行うに当たって、必要に応じて、これらの書類以外を確認させていただく場合があります。

確認書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

様式・書式集
認定申請編

特定非営利活動法人認定申請書

年 月 日 相模原市長 あて	主たる事務所の 所在地	〒 電話番号() ー ファクシ番号() ー	
	(フリガナ)		
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	(印)	
	設立年月日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・無 自 年 月 日 至 年 月 日	
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有・無 (年 月 日)	
	認定取消の有無 (認定取消日)	有・無 (年 月 日)	
特例認定取消の有無 (特例認定取消日)	有・無 (年 月 日)		
特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人としての認定を受けたいので、申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地	責任者の氏名	役 職	
〒 電話番号() ー ファクシ番号() ー			
(その他の参考事項)			

(注意)

- 1 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

特定非営利活動法人認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック	
特定非営利活動法人認定申請書（第21号様式）			
1 寄附者名簿 ^(注)			
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準		
		認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準		
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
		認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）		
	役員 の 状 況（第3表付表1）		
	帳簿組織の状況（第3表付表2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）		
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）		
基 五 号	認定基準等チェック表（第5表）		
号 六 ～ 八 基 準	認定基準等チェック表（第6、7、8表）		
	欠格事由チェック表		
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注意事項）
 条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書）。

特定非営利活動法人特例認定申請書

年 月 日 相模原市長 াতে	主たる事務所の所在地	〒 電話番号() ー ファクシ番号() ー	
	(フリガナ)		
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	⑨	
	設立年月日	年 月 日	
	事業年度	月 日 から 月 日まで	
	過去の認定の有無	有 ・ 無	
過去の特例認定の有無	有 ・ 無		
特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特定非営利活動法人としての特例認定を受けたいので、申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		責任者の氏名	役職
〒 電話番号() ー ファクシ番号() ー			
(その他の参考事項)			

(注意)

- 1 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

特定非営利活動法人特例認定申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック
特定非営利活動法人特例認定申請書（第31号様式）		
1 寄附者名簿 ^(注)		
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。 ^(注)	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	
	役員の状況（第3表付表1）	
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	
基 準 六 号 七 号 八 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	
	欠格事由チェック表	
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		

（注意事項）

寄附者名簿及び一号基準に関する書類の添付は必要ありません（法58②、59一）。

第24号様式（第27条第1項関係）

認定有効期間更新申請書

年月日 相模原市長 へて	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)			
	法人の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名	(印)		
	認定の有効期間	自 年 月 日	パブリックサポート要件	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日		
	認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日			
特定非営利活動促進法第51条第2項に規定する認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		責任者の氏名	役職	
〒				
電話番号() ー				
ファクシ番号() ー				
(その他の参考事項)				

(注意)

- 1 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。

認定有効期間更新申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）

申請書・添付書類		チェック	
認定有効期間更新申請書（第24号様式）			
1 寄附者名簿 ^{(注)1}			
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類			
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。		
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人		
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	
		認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	
		受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	
		社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	
	ロ 絶対値基準		
		認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	
	ハ 条例個別指定基準		
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。		
		認定基準等チェック表（第2表）	
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）		
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）		} ^{(注)3}
	役員の状況（第3表付表1）		
	帳簿組織の状況（第3表付表2）		
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）		} ^{(注)2}
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）		
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）		
五 号	認定基準等チェック表（第5表）		
六 号 七 号 八 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）		} ^{(注)3}
欠格事由チェック表			
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類			

（注意事項）

- 1 寄附者名簿の添付は必要ありません（法51⑤）。
- 2 法第55条第1項に基づき所轄庁に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。なお、認定基準等チェック表の添付を省略する場合はチェック欄に「省略」と記載してください。
- 3 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間 (注意事項参照) において5分の1以上であること。			チェック欄
		実績判定期間	
経常収入金額 (㉞の金額)		①	円
総収入金額		㉞	円
控 除 金 額	国の補助金等の金額 (㉟欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉟	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊱	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊲	円
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊳	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄の「()」)	㊴	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)	㊵	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)	㊶	円
差引金額 (㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶)		㊷	円 ⇒①
寄附金等収入金額 (㊸の金額)		②	円
受入寄附金総額 (付表1 (相対値基準・原則用) ㊸欄)		㊸	円
控 除 金 額	一者当たり基準限度超過額の合計額 (付表1 (相対値基準・原則用) ①欄)	㊹	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑩欄)	㊺	円
	寄附者の氏名 (法人の名称) 等が明らかでない寄附金額 (付表1 (相対値基準・原則用) ⑪欄)	㊻	円
差引金額 (㊸-㊹-㊺-㊻)		㊼	円
会費収入 (㊼欄と付表2 (相対値基準用) ④欄のうちいずれか少ない金額)		㊽	円
国の補助金等の金額 (㊾欄の金額を限度とする。)		㊿	円
合計金額 (㊼+㊽+㊿)		㊿	円 ⇒②
基準となる割合 (②÷①)		③	%

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年 (認定を受けたことのない法人の場合は2年) 内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日 (認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日) となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください (第2表以下についても同様です)。

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・原則用) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「総収入金額㉒」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額㉓」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額㉓」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額㉔」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額㉕」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額㉖」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額㉗」～「寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額㉘」及び「受入寄附金総額㉙」～「寄附者の氏名(法人の名称)等が明らかでない寄附金額㉚」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・原則用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入㉛」欄	「差引金額㉜」欄と「第1表付表2(相対値基準用)④」欄のうちいずれか少ない金額を記載します。	
「国の補助金等の金額㉓」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額㉜」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名		実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--	--------	--------------

実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㊦欄の金額に占める㊤欄の金額の割合(㊥欄)が、5分の1以上であること

チェック欄

小規模法人の判定

① $\frac{\text{実績判定期間の総収入金額 (円)}}{\text{実績判定期間の月数 (月)}} \times 12 = \text{㊦ (円)}$

㊦が800万円未満である	は <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ② へ
	いいえ 小規模法人の㊦計算…適用不可

② 実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	は い 小規模法人の特例計算…適用可③ へ
	いいえ 小規模法人の特例計算…適用不可

③ 小規模法人の特例計算を適用する場合

総収入金額	㊦	円	
控除金額	国の補助金等の㊦欄に金額の記載がある場合は、記入不可	㊧	円
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊨	円
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合㊦担金額	㊩	円
	資産の売却収入で臨時的㊦の金額	㊪	円
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち㊦超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊦欄の「()」)	㊫	円
差引金額 (㊦-㊧-㊨-㊩-㊪-㊫)	㊬	円	

受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊦欄)	㊭	円
控除金額	㊮	円
差引金額(㊭-㊮)	㊯	円
会費収入(㊰欄㊱(相対値基準㊱欄のうちいずれか少ない金㊱)	㊲	円
国の補助金等の金額(㊳欄の金額を限度とする㊱)	㊴	円
合計金額 (㊯+㊲+㊴)	㊵	円

基準となる割合 (㊵÷㊬) ㊶ %

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年(認定を受けたことのない法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3月決算法人が29年6月に申請書を提出する場合、実績判定期間は24年4月1日から29年3月31日(認定を受けたことのない法人の場合は27年4月1日から29年3月31日)となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください(第2表以下についても同様です。)

「認定基準等チェック表」(第1表 相対値基準・小規模法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間の月数」欄	実績判定期間の月数の総数を記載します。	月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。
「総収入金額⑦」欄	活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。	その他の事業がある場合には、特定非営利活動に係る事業と全てのその他の事業の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。
「国の補助金等の金額⑧」欄	総収入金額のうち、国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関(以下「国等」といいます。)からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの(以下「国の補助金等」といいます。)の金額の合計金額を記載します。	「国の補助金等の金額⑨」欄に金額の記載がある場合は記入できません。
「委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額⑩」欄	総収入金額のうち、国等からの委託事業費の合計金額を記載します。	
「法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額⑪」欄	総収入金額のうち、法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分の合計金額を記載します。	
「資産の売却収入で臨時的なものの金額⑫」欄	総収入金額のうち、固定資産や有価証券等の売却収入額を記載します。	貸借対照表等において固定資産として経理している資産であっても、実質的に販売用の資産であるものは除かれます。
「遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額⑬」、「受入寄附金総額⑭」、「一者当たり基準限度超過額の合計⑮」の各欄	「第1表付表1(相対値基準・小規模法人用)」の各該当欄の金額を転記します。	
「会費収入⑯」欄	「差引金額⑰」欄と「第1表付表2(相対値基準用)⑱」欄のうちいずれか少ないほうの金額を記載します。	
「国の補助金等の金額⑲」欄	国の補助金等の金額を算入する場合は、「差引金額⑰」欄の金額を限度として記載します。	国の補助金等の金額を算入するか否かは、法人の選択となります。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㉑	円
基準限度額(受入寄附金総額の10%相当額(㉑×10%))	㉒	円
基準限度額(受入寄附金総額の50%相当額(㉑×50%))	㉓	円

2 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

㉑のうち寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金の額	㉔	円
---	---	---

3 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と㉕(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については㉖)欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額(①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	㉕	() 円	() 円	() 円
㉕欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	㉖	() 円	() 円
	㉖欄以外の者	㉗	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額	㉘	() 円		
合 計 (㉕+㉖+㉗+㉘)	㉙	() 円		㉚ () 円

(注意事項)

①~③の各欄の「()」には、遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があつたことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。)により受け入れた寄附金の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限りま)の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります(④=⑤+⑥)。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>役員からの寄附金の合計額の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は同一の者とみなして、当該役員からの寄附金に含めて記載する必要があります。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者(役員であって、寄附金の合計額が20万円以上のものに限りま)について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利用してください。</p>	<p>左欄の「特殊の関係」は、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職(理事長、代表理事、常務理事等)を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑧欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	<p>⑨欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①-②=③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑩」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・小規模法人用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>活動計算書の収益の部の受取寄附金及び助成金(対価性のないものに限ります。)の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p> <p>④欄の金額は、⑤欄の金額に等しくなります(④=⑤)。</p>	<p>受取寄附金は、実際に入金したときに収益として計上します。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員からの寄附金で、その金額が20万円以上のものについて各人別に記載します。</p> <p>(注) 小規模法人における役員からの寄附金の記載に当たっては、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるとき、これらの者は同一の者とみなして、当該役員の寄附金に含めて記載する必要はありません。</p> <p>なお、各人別の役員からの寄附金の合計額については、「役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑥」欄に記載します。</p> <p>また、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1(次葉)」を利用してください。</p>	<p>左欄の(注)書き「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>
「役職」欄	<p>役員の役職(理事長、代表理事、常務理事等)を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑥」欄	<p>特定公益増進法人(法人令77)、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑥欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>
「⑥欄以外の者⑦」欄	<p>上記⑥欄記載の以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の合計額を記載します。</p>	<p>⑦欄の①～③の各欄には、寄附者毎に①－②＝③を計算し、それぞれの合計を記載することとなります。</p>

社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2 (相対値基準用)

法人名		実績判定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
-----	--	--------	---------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

	基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ	社員の会費の額が合理的な基準により定められている		はい・いいえ
ロ	社員(役員等を除く。)の数が20人以上である		はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	①	
共益的活動の割合(第2表③欄)	②	
①から控除する金額(①×②)	③	
差引金額(①-③)	④	



第1表(相対値基準・原則用)⑦欄又は、
第1表(相対値基準・小規模法人用)⑧欄へ

「社員から受け入れた会費の明細表」第1表付表2（相対値基準用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「基準」欄		<p>「役員等」とは、役員並びに役員 の配偶者及び三親等以内の親族並 びに当該役員と特殊の関係のある 者をいいます。</p> <p>なお、上記の特殊の関係とは、次 に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある 関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人 以外の者で当該役員から受ける 金銭その他の財産によって生計 を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係に ある者の配偶者及び三親等以内 の親族でこれらの者と生計を一に している関係</p>
「基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等」欄	<p>① イ欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に社員の会費の額については、一律〇円と規定」のように、基準を満たしている旨を証する書類の名称と合理的な基準により定められている旨を記載します。</p> <p>② ロ欄には、例えば、「社員名簿に〇名登載」のように記載します。</p>	
「社員の会費の額の合計額①」欄	<p>活動計算書の収益の部に計上されている社員の会費の額を記載します。</p>	<p>活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、当該欄に未収会費額は算入できませんので、未収計上した会費の額は会費収入から控除する必要があります。</p>

認定基準等チェック表 (第1表 絶対値基準用)

法人名	実績判定期間	年 月 日～年 月 日
-----	--------	-------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
	自	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 3,000 円以上の寄附者の数が 100 人以上である		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

【チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年 3,000 円以上の寄附者の数が年 100 人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均 100 人以上かどうかを判定してください。

年 3,000 円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	合計	
	人	人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 (注) 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。						B	月

実績判定期間の年 3,000 円以上の寄附者数	A	人	× 12	=	人	≥ 100人
実績判定期間の月数	B	月				

(注意事項)

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 5 年（認定を受けたことのない法人の場合は 2 年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。したがって、例えば、3 月決算法人が 29 年 6 月に申請書を提出する場合、実績判定期間は 24 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日（認定を受けたことのない法人の場合は 27 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください（第 2 表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年 3,000 円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

「認定基準等チェック表」(第1表 絶対値基準用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「実績判定期間内の各事業年度」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載します。</p> <p>また、各事業年度において、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である場合は下欄の「はい」、100人未満である場合は「いいえ」に○をします。</p> <p>なお、寄附金額の合計額が年3,000円以上の寄附者の数が100人以上であるかどうかの判定に当たっては、チェック欄の事項にご注意ください(確認後は、□に✓を記入してください。)</p> <p>実績判定期間内のすべての事業年度において、「はい」に○がされている場合は、その下の「年3,000円以上の寄附者の数」の計算の表及びその下の計算式の記入は必要ありません。</p>	<p>寄附者の数の算出に当たっては、次の点に注意してください。</p> <p>イ 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>ロ 寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人とします。</p> <p>ハ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方は寄附者の数に含めません。</p>
「年3,000円以上の寄附者の数」欄	<p>実績判定期間内の各事業年度における、寄附金額の合計額が3,000円以上の寄附者の数を、「㉑」から「㉓」の各欄に記載し、合計を「A」欄に記載します。</p>	
「実績判定期間の月数」欄	<p>実績判定期間の月数の総数を「B」欄に記載します。</p>	<p>月数は暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合は一月に切り上げます。</p>

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名		チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること 【留意事項】 1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。 2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。		
条例を制定した都道府県又は市区町村		
条 例 指 定 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> 年 <input checked="" type="checkbox"/> 月 日
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地
※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。		

【記載要領】

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「条例を制定した都道府県又は市区町村」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の名称を記載します。	
「条例指定年月日」欄	条例指定を受けた年月日を記載します。	申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
「条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある」欄	該当する方に○をします。	「いいえ」の場合は、他のパブリック・サポート・テスト基準(相対値基準又は絶対値基準)を満たす必要があります。
「事務所所在地」欄	条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内にある事務所の所在地を記載します。	

認定基準等チェック表 (第2表)

法人名		チェック欄
<p>2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が 50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p style="margin-left: 20px;">（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">実績判定期間</div>		
すべての事業活動に係る金額等	① (指標)
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	① a
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	① b
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	① c
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	① d
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	① e
合計	(a+b+c+d+e)	① f
⇒②へ		
基準となる割合 (②÷①)	③

「認定基準等チェック表」(第2表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計①」欄の金額等を転記します。	
「@～㉔」各欄共通事項	「@～㉔」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「@～㉔」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等㉕」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあつては、その名称)が記載された者であつて、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員 なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であつて、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等①」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等㉖」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し、又は事務所その他これに準ずるものを有する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	この表において「特定の地域」とは、一つの市区町村の一部で地縁に基づく地域をいいます。
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等㉗」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等㉘」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）

法人名		チェック欄																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動																										
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">実績判定期間</div>																										
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">すべての事業活動に係る金額等</div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">① (指標)</div>																								
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">②</div>																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">イ</td> <td style="width:75%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:10%; text-align: center;">a</td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">c</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">d</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">e</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">(a+b+c+d+e)</td> <td style="text-align: center;">f</td> <td style="text-align: right;">↳②へ</td> </tr> </table>	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a			会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b		ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c		ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d		ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e		合 計	(a+b+c+d+e)	f	↳②へ		
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a																								
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b																								
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c																								
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d																								
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e																								
合 計	(a+b+c+d+e)	f	↳②へ																							
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">基準となる割合 (②÷①)</div>	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">③</div>																								

「認定基準等チェック表」(第2表 条例個別指定法人用) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計④」欄の金額等を転記します。	
「a～e」各欄共通事項	「a～e」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「a～e」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動(対価を得ないで行われるもの等を除く。)に係る金額等③」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動(対価を得ないで行われるもの等を除きます。)に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名(法人・団体にあっては、その名称)が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等④」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動(以下の①及び②に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動(公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等⑤」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動(以下の①、②及び③に該当するものを除きます。)に係る金額等を記載します。 ① 便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動に係るもの ② 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ③ 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動(特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限ります。)に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等⑥」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等⑦」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名		チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
	申 請 時	人	人	%	人	%

㉑ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉖ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二						
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第○条に正社員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉕」については、上記イに記載する各期間(「㉑」から「㉕」)を示したものです。	

「役員状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」といいます。)の50%以上の株式の数又は出資の金額(以下「株式の数等」といいます。)を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係(以下「直接支配関係」といいます。)
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名			
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	チェック欄
-----	-------

- 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと
 - ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
 - ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
 - ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(第4表 次葉)

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

- 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

(注意事項)

「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第4表) 記載要領

項目	記載要領	注意事項
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第4表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「㉔」から「㉖」)を示したものです。</p>
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㉗欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。
	「事業費の総額①」欄	<p>実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。</p> <p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p>
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	<p>活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。</p> <p>特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。</p>
ニ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「㉘」欄の金額を転記します。
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	<p>「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。</p> <p>一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。</p>
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。

法人名

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員^(注2)の親族等である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員^(注2)の親族等」とは、役員^(注2)の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年月日～年月日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

(注意事項)

- ・「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

法人名

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・「財産の運用及び事業運営の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名			チェック欄						
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること									
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類									
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">同意</th> </tr> <tr> <th>する</th> <th>しない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	同意		する	しない		
同意									
する	しない								
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)								
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類								
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類								
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程								
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日								
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し								

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	
-----	--

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
㊦ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第 6 表及び第 8 表)は、記載する必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第 6 表及び第 8 表)の記載の必要はありません。また、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第6表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「認定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

法人名			チェック欄
<p>認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。</p>			
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>			
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
二	暴力団の構成員等の有無	有・無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ	
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい・いいえ	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ	

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予 定 額

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

